

令和4年第4回

置戸町議会定例会会議録

令和4年6月8日開会

令和4年6月9日閉会

置戸町議会

令和4年第4回置戸町議会定例会（第1号）

令和4年6月8日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第35号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第11 議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第12 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第13 議案第40号 財産の取得について
- 日程第14 同意第 2号 置戸町教育委員会教育長の任命について
- 日程第15 報告第 5号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第35号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第11 議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第12 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

日程第13 議案第40号 財産の取得について

日程第14 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命について

日程第15 報告第5号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

1番	石井伸二	議員	2番	小林満	議員
3番	阿部光久	議員	4番	佐藤勇治	議員
5番	澁谷恒壹	議員	6番	高谷勲	議員
7番	嘉藤均	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	岡部信一	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	石井信義
町民生活課長	渡邊登美子	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
総務課総務係長	鈴木良知	企画財政課財政係長	菅原嘉仁

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 田中耕太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和4年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 阿部光久議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第31号から議案第40号。
- ・ 同意第2号。
- ・ 報告第4号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第5号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔登壇〕 去る、令和4年5月31日招集の令和4年第1回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

本会議開催に先立ち、書記長より、このたびの議会は、北見市議会選出議員に異動があり、初めての議会となり、正副議長がともに不在であることから、地方自治法の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなる旨の説明があり、置戸町議会選出の私、小林が臨時議長を担うこととなりました。

次に、議員及び理事者の紹介を行い、その後、管理者より、北見選出議員の改選後の初議会に当たり挨拶があり、北見地区消防組合の執行方針について述べられました。

次に、開議宣言があり、引き続き議長の選挙が行われ、加城博志議員が指名推薦され、全会一致で当選されました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名及び会期を1日間と決定いたしました。

次に、副議長の選挙があり、松谷隆一議員が議長より指名推薦され、全会一致で当選されました。

次に、議会運営委員会の委員の選任が行われ、欠員となっている北見市選出議員の4名に、三浦亨議員、高田有修議員、森谷隆文議員、小野卓也議員を選出し、その後、暫時休憩を取り、その休憩中に第1回議会運営委員会が開催され、小野卓也議員が委員長に互選され、本会議再開後、互選結果の報告が行われました。

次に、議案第1号 令和4年度北見地区消防組合一般会計補正予算について、歳入歳出予算総額3億7,700万円に、歳入歳出それぞれ1億7,272万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,427万1,000円といたすものであります。

次に、債務負担行為でございますが、消防自動車整備事業に係る車両購入経費について、留辺蘂消防団、置戸消防団、訓子府支署に配備予定の消防自動車3台分の債務を負担する行為をすることができる事項・期間を示し、限度額それぞれ計上いたしましたものでございます。

置戸町の関係分は、置戸消防団では、消防団条例改正に伴う費用弁償から出動報酬への改定を行い、所要額についてそれぞれ補正計上いたしましたほか、消防自動車整備事業の車両納期延長に伴う役務費及び公課費に要するものでございます。経費18万3,000円を減額補正いたしました。置戸消防施設費では、消防自動車整備事業の車両納期に伴う備品購入費5,373万円を減額補正いたしました。置戸町関係分は、歳入歳出それぞれ5,391万3,000円を減額し、補正後の額を1億7,893万円といたすものでございます。

次に、議案第2号 北見地区消防組合職員の育児休業等に関する条例及び北見地区消防組合職員の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例については、国において非常勤国家公務員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和措置が図られることを踏まえ、当組合の会計年度任用職員についても同様な措置を行うほか、職員の在宅勤務や時差出勤など多様な働き方に対応するため、文言整理を含め所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号 財産の取得については、現在、消防署西出張所に配備している高規格救急車の更新整備でございますが、取得金額が3,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

次に、議案第4号 財産の取得については、現在、端野消防団第3分団に配備している消防ポンプ自動車の更新整備で、取得額が3,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものでございます。

次に、議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については、当消防組合では、消防団員の非常勤職員の公務災害補償等のため、北海道市町村総合事務組合に加入しておりますが、加入団体に新たに上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約、別表第1及び別表第2の一部を変更する必要が生じたものであります。

このことについては、地方自治法第286条第1項の規定により、加入団体の議会の議決が必要なことから提案されたものでございます。

次に、議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約については、消防組合議員の災害補償等のため、北海道町村議会公務災害補償組合に加入しておりますが、加入団体が新たに上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、北海道市町村議会公務災害補償等組合理約、別表第1部の変更する必要が生じたものでございます。

このことについては、議案第5号と同様、地方自治法第286条第1項の規定により、加入団体の議会の議決が必要なことから提案されたものでございます。

次に、報告第1号は、損害賠償の額を定め和解することにかかる専決処分については、令和4年1月8日、北見市内国道39号線と西8号線の交差点において、緊急走行中の救急車が徐行しながら赤信号の交差点に侵入し、青信号で侵入した相手方車両と衝突した事故に係る損害賠償につきましては、和解及び賠償について合意されたことから、地方自治法第180条第1項の規定による報告であります。

以上、辻管理者及び浅野目副管理者より一括して提案の理由の説明がなされ、議案第1号から報告第1号まで、質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決・決定されました。

最後に、議長より議会運営委員会委員長の申し出があった閉会中継続調査申出書については、申し出のとおり決定し閉会いたしました。

なお、審議の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和4年6月8日、報告者、小林満。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月10日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 報告第4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

○岩藤議長 日程第3、報告第4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、報告第4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、企画財政課長より説明いたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 報告第4号について説明をいたします。

報告第4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページをお開きください。

令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、令和3年度置戸町一般会計補正予算で予算措置いたしました社会保障・税番号制度システム整備事業他2事業につきましては、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行いました。3月31日に翌年度会計に繰り越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので議会に対して報告をするものでございます。

内容につきましては、表に記載のとおりですが、1行目の社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、同額の272万8,000円を繰り越しました。2行目の非課税世帯等臨時特別給付金事業は、繰越予定額を3,800万円としておりましたが、令和3年度中の執行済経費1,055万9,000円を差し引きました、2,744万1,000円を。3行目の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、同額の786万円を繰り越いたしました。

下段の計欄をご覧ください。

繰越予定の金額、4,858万8,000円。実際に翌年度へ繰り越した金額は、3,802万9,000円。財源内訳につきましては、4月1日以降に交付を受けた、既収入特定財源といたしまして非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金が2,050万円。未収入特定財源は、国庫支出金、1,752万9,000円となっております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告第4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第4号について、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、報告第4号 令和3年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 4 議案第 3 1 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第 1 3 議案第 4 0 号 財産の取得についてまで
————— 1 0 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 4 議案第 3 1 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第 1 3 議案第 4 0 号 財産の取得についてまでの 1 0 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、議案第 3 1 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例につきましては、町民生活課長より説明いたします。また、議案第 4 0 号 財産の取得については、施設整備課長より説明いたします。なお、この間の議題につきましては、それぞれ担当する課長が説明いたします。

〈議案第 3 1 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第 3 1 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第 3 1 号につきましてご説明いたします。

議案第 3 1 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例

(置戸町税条例の一部改正)

第 1 条 置戸町税条例(昭和 2 9 年条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

今回、改正する内容は、令和 4 年度地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例規定の整備を行うものです。

改正概要につきましては、固定資産税の負担調整措置及び固定資産課税台帳等の閲覧及び記載事項の証明について、申し出により申出者の住所に代わる事項を記載したものを閲覧に供し、又は、交付する改正。また、個人町民税における住宅借入金等特別控除の延長に伴う改正及び令和 3 年度地方税法等の一部改正による改正規定の改正となります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第 3 1 号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例及び新旧対照表を合わせてご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

1. 第 1 条による改正。

第 1 8 条の 4 の改正は、納税証明書の交付手数料の規定で、第 1 項の改正は、民法等の一部を改正する法律により、不動産登記法の改正が行われ、DV 被害者などから住所を明らかにされることにより、生命等に被害が生じる恐れがあると認められるものが登記所に申し出があった場合、申出者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないとする規定の追加となります。施行日は、令和 6 年 4 月 1 日となります。第 2 項の改正は、納税証明書の交付手数料に係る置戸町手数料徴収条例の文言の訂正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1

日から適用となります。

第33条の改正は、所得割の課税標準の規定で、第4項及び第6項の改正は、上場株式等の特定配当、譲渡所得金額等について、申告分離、総合課税の方式を、確定申告書の記載によってのみ適用する規定の整備となります。施行日は、令和6年1月1日となります。

第34条の7の改正は、寄附金税額控除の規定で、第1項第1号、ホの改正は、特例民法法人について、公益社団法人等への移行までの間、対象法人とする経過措置の終了に伴う規定の削除となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となります。

次のページをお開き願います。

第34条の9の改正は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定で、第1項及び第2項の改正は、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うこととする規定の整備となります。施行日は、令和6年1月1日となります。

第36条の2の改正は、町民税の申告の規定で、第1項の改正は、町民税の申告に係る法的年金等受給者に係る所得以外の所得を有しないものの、配偶者特別控除額を受けようとする場合の規定の整備となります。第2項につきましては、法改正に伴う引用条項の改正となります。

第36条の3、第2項及び第3項の改正は、法改正に伴う字句の改正となります。施行日は、両条項とも、令和6年1月1日となります。

第36条の3の2の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定で、見出しの字句の改正及び第1項第2号の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書において記載事項に、退職所得等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を記載する旨の号の追加となります。施行日は、令和5年1月1日となります。

次のページをお開き願います。

第36条の3の3の改正は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定で、見出しの字句の改正及び第1項の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、一定の配偶者等で退職手当等を有するものについて、提出義務の追加及び記載事項に配偶者等の氏名を追加する改正となります。施行日は、令和5年1月1日となります。

第48条の改正は、法人の町民税の申告納付の規定で、法改正に伴う引用条項の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となります。

第73条の2の改正は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料の規定で、先の第18条の4の改正規定でご説明いたしましたが、固定資産課税台帳の閲覧について、DV被害者などから登記所に申し出があった場合、申出者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載したものを閲覧に供しなければならないとする法の改正に伴う改正となります。

次の第73条の3の改正は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定で、同じく固定資産課税台帳記載事項の証明について、DV被害者などから登記所に申し出があった場合、申出者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないとする法改正に伴う改正となります。施行日につきましては、両条項の改正規定中、法第382条の4に規定する部分につきましては、令和6年4月1日施行となり、改正部分、ただし書の部分につきましては、令和4年4月1日から適用となります。

次のページをお開き願います。

附則第7条の3の2の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で、第1項の改正は、個人の町民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和20年度分まで及び居住年を令和7年まで延長する改正となります。施行日は、令和5年1月1日となります。

次のページをお開き願います。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、5ページから6ページにつきましては、法改正に伴う引用条項の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となります。

7ページをお開き願います。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、第9項及び第11項の改正は、外壁、窓等を通して熱の損失の防止に資する一定の改修工事等が行われた住宅に係る固定資産税の減額規定の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となります。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、第1項の改正は、土地に係る固定資産税の負担調整について、令和4年度に限り、課税標準額が引き上げられる商業地等において税の上昇幅を2.5%とする改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となります。

次のページをお開き願います。

附則第16条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定で、上場株式等の配当所得等について、所得税での適用がある場合に限り申告分離課税について適用する改正となります。施行日は、令和6年1月1日となります。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定で、法改正に伴う引用条項の改正となります。施行日は、令和5年1月1日となります。

附則第20条の2の改正は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定で、特例適用利子等について、所得税での適用がある場合に限り個人の町民税の課税の特例を適用する申告方式の選択による規定の整備となります。施行日は、令和6年1月1日となります。

附則第20条の3の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定で、条約適用利子等について、所得税での適用がある場合に限り個人の町民税の課税の特例を適用する申告方式の選択による規定の整備となります。施行日は、令和6年1月1日となります。

次のページをお開き願います。

附則第24条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の規定で、次条削除に伴う文言の改正となります。施行日は、令和5年1月1日となります。

附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定で、法改正に伴い、住宅借入金等特別控除の延長・見直しに伴う規定の削除となります。施行日は、令和5年1月1日となります。

次のページをお開き願います。

第2条による改正につきましては、令和3年度地方税法等の改正に伴う、置戸町税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の改正に伴い、改正後の規定について改正するものです。

第36条の3の3の改正は、法改正に伴い文言を改正するものです。施行日は、令和5年1月1日となります。

附則第2条第2項の改正は、町民税に関する経過措置の規定で、法改正に伴い文言を改正するものです。施行日は、令和6年1月1日となります。

以上で、今回の地方税法等改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わります。

本議案にお戻りください。

議案2枚めくっていただき、右のページになります。

附 則

第1条 施行期日につきましては、資料にて説明済みですので説明を省略いたします。

第2条は、納税証明書に関する経過措置の規定となり、住所に代わる事項を記載した、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、前条第3号に掲げる日から適用する旨の経過措置となります。

第3条は、町民税に関する経過措置となります。

次のページをお開き願います。

第4条は、固定資産税に関する経過措置となり、それぞれの規定に係る経過措置となります。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

〈議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴う課税限度額の改正及び令和4年度国民健康保険税の税率の見直し。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方々に対する国民健康保険税の減免について1年延長する規定の整備となります。

改正の内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険税の状況につきましてご説明をいたします。

議案第32号説明資料の1ページ。令和4年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。

表の中央、本年度の国民健康保険税課税対象所得金額の合計は、昨年に比べ約5,174万円増の10億3,902万円となっています。所得階層別世帯割合では、昨年同様の割合となっており、世帯数合計では、昨年より10世帯。被保険者数では、14人減っております。また、表にはございませんが、年齢別被保険者数では、65歳から74歳までの被保険者の割合が全体の41%を占めています。所得階層別で見ますと、1,000万円以上の世帯数は前年度に比べ1世帯減っておりますが、所得におきましては8,790万円ほど増額となっています。その他の階層につきましては、前年度

と同様の状況となっています。右の欄、世帯割合の率ですが、所得階層別世帯割合は、昨年と変動はありませんが、所得150万円未満の世帯が全体の57%を占めています。

下段、軽減世帯情報ですが、軽減世帯数及び被保険者数は2割軽減世帯が減少し、7割軽減世帯が微増しています。

以上が、所得状況、軽減の状況となります。

国民健康保険は、単位化に伴い全道の被保険者の医療費や事務費などを全市町村で負担する仕組みとして納付金制度が導入され、市町村ごとに医療費水準や所得水準、世帯数、被保険者数に応じた額を決定し、北海道に収める形になっています。このうち納付金の算定上、現在0.5反映されている、市町村医療費水準につきましては、令和6年度からは反映させないこととなる予定となっております。また、令和9年度には、賦課方式を4方式から3方式へ統一。令和12年度には、市町村標準保険料率が統一され、全道どの市町村も税率が同じになる予定となっております。このため、国民健康保険税の算出は、北海道から市町村ごとに標準保険税率が示され、これに基づき算出を行っています。令和4年度の保険税率の算定に当たり、本年度、北海道へ支払う納付金の額は昨年に比べ微増となっておりますが、道から確定係数が示され、200万円ほど下がる見込みとなりましたが、現行税率では、保険税、収納必要額に不足を生じるため、道から示される標準保険料率や所得状況、被保険者の状況などを考慮し試算を行ってまいりました。本年度におきましても、均等割、平等割など応益額については改正を行わず、令和9年度には、3方式へ移行となることに鑑み、資産割から所得割への税率の移行を行う改正といたしました。また、被保険者への影響等を考慮し、不足分は基金からの繰り入れを行い負担軽減してまいりたいと考えております。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、議案第32号 説明資料の2ページ、令和4年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から、改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっています。

初めに、改正項目1. 課税限度額の改正ですが、地方税法施行令等の改正に伴い限度額が引き上げられます。基礎課税額は、現行63万円から65万円に。後期高齢者支援金等課税額は、現行19万円から20万円に引き上げとなります。介護納付金課税額の改正はございません。次に、改正項目2. 税率の改正ですが、関係条項の欄、第3条から第4条は、基礎課税額の改正で、所得割につきましては、現行100分の5.5から100分の6.2に。資産割につきましては、100分の30から100分の24に改正するものです。均等割、平等割につきましては、改正はございません。第6条から第7条は、後期高齢者支援金等課税額の改正で、所得割を現行100分の1.8から100分の1.95に。資産割を現行100分の10から100分の8.5に改正するものでございます。均等割、平等割につきましては、改正はございません。第8条から第9条は、介護納付金課税額の改正で、所得割を現行100分の1.1から100分の1.2に。資産割を現行100分の6から100分の4.75に改正するものでございます。均等割、平等割につきましては、改正はございません。

資料の3ページをお開き願います。

所得階層別国民健康保険税額試算表をご覧ください。A3横の表となります。表の中央から、左が改正前、右が改正後で、表の右端、全体分差し引きが前年度からの年税額の改正分となります。一番左、上段は、低所得者軽減世帯。中程より下は、軽減該当とならない普通世帯の資産となっております。

す。一番上、7割軽減世帯、所得43万円の世帯の変更はございません。3段目、5割軽減世帯、所得92万円の世帯で3人家族、固定資産税2万円をご負担いただく世帯から資産割が減額となり、所得割が増えています。中段、所得210万円の世帯で2人家族、固定資産税2万円の場合、資産割分が1,750円減額となり、所得割が1万5,865円増え、前年度より1万4,100円の増額となります。一番下、所得810万円の世帯につきましては、基礎課税分と後期分は限度額を超えており、介護保険分の差額が増額となっています。

続きまして、別紙、議案第32号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。4ページになります。

上段、附則第2項の改正は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定で、法改正に伴う字句の改正となります。附則第14項の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減額の特例の規定で、令和3年4月1日から、令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている、令和2年度及び令和3年度分の国民健康保険税について要件を満たす場合に保険税の減免を行う規定ですが、今回その期限を1年延長し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている、令和3年度及び令和4年度分の保険税に対する減免規定の改正となります。なお、減免分に対する保険税の減収相当分につきましては、特別調整交付金により財源措置される予定となっております。

本議案にお戻り願います。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の第2条第2項及び第3項、第3条第1項、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第23条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

〈議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第33号について説明をいたします。

本条例の改正内容につきましては、新型コロナウイルスによる影響が続いていることから、令和4年度においても減免の特例を実施するため、附則第9条、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例の規定について、対象期間の改正をするものです。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、議案第33号説明資料としまして、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

〈議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 次に、議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第34号について説明をいたします。

議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度置戸町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,316万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,911万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、後ほど別冊の令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明いたします。

まず、第2表 地方債補正についてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

今年度に事業を予定しておりました、消防デジタル無線回線集約ネットワーク機器整備事業及び消防車両運用端末装置整備事業の財源といたしまして、限度額140万円。880万円の緊急防災・減災対策事業債の発行を予定しておりましたが、北見地区消防組合消防本部におきまして、防災対策事業債として借り入れることとなったため、本町の町債といたしましては、当該事業の地方債の発行については、廃止をするものでございます。

引き続き、令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書、16ページをお開き願います。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、当該年度中増減見込みの起債見込額の欄をご覧ください。3. その他、(7) 緊急防災・減災事業債の欄は、今回の補正に関わる変更で、1,020万円を減額し、2,090万円となります。下段の合計欄では、同じく1,020万円を減額し、本年度の起債見込額は、2億7,490万円となります。一番右側の列の合計欄ですが、令和4年度末の現在高見込額は、45億8,443万3,000円となります。

以上で、第2表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正についてご説明をいたしますので、事項別明細書、6ページ、7ページをお開き願います。歳出から説明いたします。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時44分
再開	11時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)。

歳出。10ページ、11ページ。6款農林水産業費、1項農業費。交流促進センター管理に要する経費から。

産業振興課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第35号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 次に、議案第35号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第35号について説明をいたします。

令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,924万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 次に、議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第36号について説明をいたします。

令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

令和4年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正について説明いたしますので、別冊の令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)の2ページ、3ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第37号について説明いたします。

議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

規約の変更理由ですが、令和4年4月1日付で設立された、上川中部福祉事務組合が新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約、別表(2)一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたためでございます。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、別冊、議案第37号説明資料、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

〈議案第38号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第38号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部を次のよ

うに変更する。

規約の変更理由ですが、令和4年4月1日付で設立された、上川中部福祉事務組合が新たに北海道市町村総合事務組合へ加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約、別表第1及び別表第2の表を変更する必要性が生じたためでございます。

別表第1上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

なお、別冊、議案第38号説明資料、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

〈議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第39号について説明いたします。

議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

規約の変更理由ですが、令和4年4月1日付で設立された、上川中部福祉事務組合が新たに北海道町村議会議員公務災害補償等組合へ加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、別表第1を変更する必要性が生じたためでございます。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、別冊、議案第39号説明資料、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

〈議案第40号 財産の取得について〉

○岩藤議長 次に、議案第40号 財産の取得について。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第40号について説明をいたします。

財産の取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

- 1 品名は、パワーショベルで、機種名は、KOMATSU PC120-11です。
- 2 数量は、1台。
- 3 契約方法は、随意契約。
- 4 契約金額は、1,133万円。
- 5 契約の相手方は、北海道北見市東相内町660番地7、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー北見支店支店長斉藤隆一となっております。

パワーショベルの取得について説明をいたします。現行のパワーショベルにつきましては、平成12年7月に購入し22年が経過しており、老朽化が進み修繕が増加してきたことや、操作方法が特殊で特定の作業員しか運転できない状況になっていることから購入するものです。今回、購入するパワーショベルにつきましては、操作方法をマルチタイプとしており、他の作業員も運転することが可能となります。また、納入期限につきましては、令和5年2月28日としております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第31号から議案第40号までの提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

(教育長 退席)

休憩	11時38分
再開	11時39分

○岩藤議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命について

○岩藤議長 日程第14 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、置戸町教育委員会教育長に、次の者を任命いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。記。

- 1 氏名 平野毅。
- 2 住所、3 生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

平野氏の経歴でございますが、教職員として34年3か月教鞭を執られ、そのうち置戸町に教員管理職として合わせて13年3か月勤務されました。平成24年7月に教育長に任命され、現在まで4

期10年その任に就いていただいております。小中一貫教育の着実な推進、特色あるふるさと教育の実践。昨日、北海道教育委員会から次期道立高校の配置計画案が公表されましたが、置戸高校の存続に向けた取り組みの強化。児童館、児童センターの建設計画の策定。懸案事項を取り組んでいただくとともに、子どもたちが心豊かに、また、全町民が生涯にわたって学べる教育環境づくりのために、本町の教育行政の牽引役として引き続き教育長の任にあたっていただきたくご提案するものでございます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(教育長入場 着席)

休憩 11時42分

再開 11時42分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 報告第5号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第15、報告第5号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第5号について申し上げます。

監査委員が令和4年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これでは報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時43分

令和4年第4回置戸町議会定例会（第2号）

令和4年6月9日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第35号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第11 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第12 議案第40号 財産の取得について
- 日程第13 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第14 意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書
- 日程第15 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 日程第16 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書
- 日程第17 意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第18 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 34 号 令和 4 年度置戸町一般会計補正予算（第 2 号）
 日程第 7 議案第 35 号 令和 4 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 8 議案第 36 号 令和 4 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 9 議案第 37 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 日程第 10 議案第 38 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
 日程第 11 議案第 39 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
 日程第 12 議案第 40 号 財産の取得について
 日程第 13 意見書案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
 日程第 14 意見書案第 3 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書
 日程第 15 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
 日程第 16 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書
 日程第 17 意見書案第 6 号 2022 年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
 日程第 18 議員の派遣について

○出席議員（8 名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 石 井 伸 二 議員 | 2 番 | 小 林 満 議員 |
| 3 番 | 阿 部 光 久 議員 | 4 番 | 佐 藤 勇 治 議員 |
| 5 番 | 澁 谷 恒 壹 議員 | 6 番 | 高 谷 勲 議員 |
| 7 番 | 嘉 藤 均 議員 | 8 番 | 岩 藤 孝 一 議員 |

○欠席議員（0 名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

- | | | | |
|---------------|-----------|---------------------|-----------|
| 町 長 | 深 川 正 美 | 副 町 長 | 蓑 島 賢 治 |
| 会 計 管 理 者 | 岡 部 信 一 | 企 画 財 政 課 長 | 坂 森 誠 二 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 伸 哉 | 総 務 課 参 与 | 石 井 信 義 |
| 町 民 生 活 課 長 | 渡 邊 登 美 子 | 産 業 振 興 課 長 | 五 十 嵐 勝 昭 |
| 施 設 整 備 課 長 | 名 和 祐 一 | 地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | 石 森 実 |
| 総 務 課 総 務 係 長 | 鈴 木 良 知 | 企 画 財 政 課 財 政 係 長 | 菅 原 嘉 仁 |

〈教育委員会部局〉

- | | | | |
|-------|-------|-------------|---------|
| 教 育 長 | 平 野 毅 | 学 校 教 育 課 長 | 大 戸 基 史 |
|-------|-------|-------------|---------|

社会教育課長 須 貝 智 晴
図書館長 遠 藤

森林工芸館長 小野寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事務局長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係 加 藤 洋 聖

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって5番 澁谷恒壹議員及び6番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

・意見書案第2号から第6号。

・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして深川町長に一般質問をいたします。

まちづくりは人づくり。具体的な取り組みについてということでお伺いをいたします。

深川町長は置戸町長に就任して2年になります。2年前の町長選挙では、まちづくりは人づくりと町民に訴えて多くの支持を得て当選をいたしました。また、置戸タイムス紙の記事によりますと、町女性会議への回答書として9項目に答えるとあり、まちづくりは人づくり、町長のまちづくりへの想いをテーマに各団体の質問をまとめて回答を求めたと掲載されていました。詳しい中身については読み取れない部分もあります。

町長就任から2年、コロナ禍で町民との懇談等少なかった状況でありましたが、改めてまちづくりは人づくりへの想い、この2年間、また今後に向けた具体的な取り組みについて町長に伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまご質問がありました件につきましては、私の政治テーマであります、ま

ちづくりは人づくりについてのご質問です。

新聞報道でもありましたけれども、議員お話のとおり計画されておりました女性会議との懇談会が2年連続でコロナウイルス感染予防のために開催できなかったことから、私のまちづくりに対する考え方について町長の想いをということで書面でいただきましたので、その回答の一部が置戸タイムス紙上でも報道されたところでございます。

2年前、私は町民の皆さんのご意見をいただきながら、まちづくりの町政の運営を図っていきたくと申し上げ、ちょうど町長に就任して明日6月10日が3年目に入る日でございます。

この間、コロナ感染流行で地域行事やイベント、さらには地域の会合や集まりも中止せざるを得ない状況で、私としても移動町長室の開設や広報おけとのまちづくり月記などを通じて、私のまちづくりの想いをお知らせしてまいりましたが、当初思っていた対話のなかからまちづくりという観点では十分ではなかったなと思っております。

議員からは昨年6月定例会においても1年を振り返ってとご質問をいただき、そこから1年、人づくりの取り組みが進んでいるのかというご質問であると理解しております。変わっていない部分、進んでいる部分、少しお話をさせていただきたいと思えます。

始めに私の考える人づくりにつきましては、児童生徒の学校教育や若者の教養を広め、知識を深め、人間形成をするための学ぶ機会やその環境を整えるほかに、各団体の活動を助長したり、またはそれ以外でも個人の趣味や芸能を楽しむことも人生に潤いを与え、各人それぞれの能力維持や開発という点ではこれも人づくりであります。人間がものをつくるのだから人をつくらねば仕事は始まらない。そう言ってモノづくりや人づくりを標榜しているのは、これは日本有数のグローバル企業であるトヨタ自動車の基本理念です。大企業に限らず各職場において職業技術や必要なスキルを身につけ、高めることは大変重要であり、能力開発、人材育成、そして人材確保は企業の発展、存続を左右する重大な課題でもあります。40年前、オケクラフトはまさに社会教育サイドでの人材や産業育成であり、戦後の図書館活動や公民館活動とともに本町の特色ある人づくり、まちづくりの実践のひとつであります。

さて、女性会議の回答のなかでも強調させていただきましたが、定年や年金支給年齢が延長し、60歳を過ぎても仕事をするという方が過半となっています。また、そのような方が勤めていただかなければ会社が、社会が回っていかない現実もあります。人生100歳時代と言われるなか、70歳を過ぎても元気で、仕事に限らずさまざまな分野で活躍されてる方も少なくありません。経験豊かなベテランが活躍し、女性の一層の社会進出が持続的な社会実現の手段だと言われており、高齢化率44%の本町においても、仕事に限らず活動年齢をいかに伸ばすかが地域社会を守る大きな要素であり、多様な活躍ができる人材育成と就業の斡旋は大きな課題であると認識しております。

人づくりでは隗より始めよと私は職員の研修充実を図ってまいりました。コロナにより計画が実行できなかった部分もありますが、昨年は業務内容や年代を超えた横断的グループでの道内の先進地視察研修を実施し、参加者からは手応えを感じることができました。本年度は市町村振興協会の海外や国内先進地研修の参加、在職年数別研修を20名ほど予算計上し、コロナ感染状況を見定め実施を図ってまいりたいと思っております。

教育委員会では児童生徒の教育の充実として地域おこし協力隊による学校図書室巡回司書、さらにはALT助手の配置を行い、ICT活用学習とともに読書活動を通じた読解力向上や情緒教育、さらには

英語教育の充実を図ってまいります。

また児童館センター建設に向けて住民参画の委員会を設置し、関係課の職員とともに留守家庭児童会の単純更新建設ではなく、子どもたちの現況やまちの将来を見据え、時間をかけてどんな機能を持った施設が必要なのかを、時間をかけて検討いただいているところであります。これも課題解決を通じた人づくり、まちづくりだと思っております。

私は、人づくりは人の考えを変えること、さらに発展させることだと思っております。新しい知識を取り入れるのも方策の一つですが、一方で過去の歴史を学び、今あるものに新たな価値を見だし、今いる人がコミュニケーションを図ることも人づくりになると考えております。

こんな言葉があります。「セトモノとセトモノぶつかるとすぐこわれてしまう。どっちかがやわらかければだいじょうぶ。やわらかいところをもちましよう」。こんな言葉のように、コミュニケーションは相手を認め、相手の考えを理解することから始まるのだと思いますし、再構築の手段のひとつだと思います。

8名の地域おこし協力隊が活動をはじめ、今月新たに林業分野の隊員を全国から募集いたします。町外、外国から新たな価値観を持った隊員が活動することは人づくりまちづくりの大きな資源であると確信しております。コロナ禍で町民の皆さんと思うように交流ができなかった面もありますが、これから地域で皆さんと交流を深め、ともに汗を流し、夢のある置戸の未来を描く姿が私は楽しみであります。後半戦に向けて人づくり、まちづくりを町民の皆様と知恵を絞りながら果敢に挑戦をして、この置戸町の抱える問題、生活の課題を解決をしていきたいと考えております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方からこの2年間って言いますか、取り組んできたこと、これらに向けて取り組んでいくということでの話をいただきましたけれども、割とその若い人たち、子どもたちを育てていくということでこの町を活性化していくのかなと、そういうふうには聞こえてはおりますけれども、今までの置戸町の特色としましては、秋田、境野、勝山、それと本町ということで各地区の地域がそれぞれ競い合うようにして、それこそ置戸のまちを盛り上げてきたのかなというふうには考えておりますけれども、実際先ほど町長が言っておりましたように、高齢化率が44%ということで、どこの地域においても高齢化が進んでおります。

そういう意味では、なかなか今まで切磋琢磨してきた地域同士のまちを盛り上げるという意味合いがずいぶん薄れてきているのではないかとこのように考えておりますけれども、もちろんその若い人たちを育てて、この町をつくっていくということは大変重要なことだと思いますけれども、今高齢化してきて、どうしてもこうまちづくりに参画ができないとか、皆さんで集まる機会が少なくなってきたというような心配も聞こえますので、その辺高齢化のなかでのもう少し取り組みか何か考えていることがあればお知らせをいただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 嘉藤議員からもおっしゃられたとおり、先ほど私が回答したなかでは若者対策が多い。しかし、一方で高齢化率が高くなって、今あるもの今ある人でコミュニケーションを深めながらやることも人づくりになると。これは置戸町の歴史からいっても、その核になるのは各地区の公民館だと私は思っております。

あの、ちょっと話は変わるかも知れませんが、大人のそういう学習の場を作るためには、何か目標を持って掲げて集まらなければ、今個人が重視される時代なので集まらないとっております。昨年町民憲章にリモート講演をいただいた山崎先生を何とか活用できないかというお話もあったなかで、今年の新年度予算で山崎先生を再度呼びたいということで予算を計上させていただきました。山崎先生、近年テレビ出演等相当スケジュールがお忙しくて、私は一度お会いしてお話をしてみたいということだったんですけど、いまだ日程が取れてませんが、この議会が終わればですね、先生との都合をつけていただいてお会いして、8月20日、町民参加型で未来の置戸を描くための起爆剤となるような講演をいただきたいと思います。そのテーマは今後お会いしてお話を詰めたと思いますが、まちづくりやコミュニティをテーマにした講演をしていただきたいということで考えております。

また、夏まつり人間ばん馬大会を再構築するために検討委員会が開催されました。これは若者中心で検討委員会を開催されましたが、その上には企画委員会、従来の組織も被ってきております。伝統を継承し、町民の元気を取り戻すために代替のイベントを本年開催すべく検討いただいております。これも課題解決や地域を守る学習の場であり、人づくりの場であると思っております。

先ほど課題として高齢者、まあ失礼な言い方かもしれませんが、65歳以上の方々、まあ高齢者人口の4.4%に数えられる方々であります。実際には多くの方々が高齢者だという自覚はないと思います。年金の受給年齢だという思いはあるかも知れませんが、まだまだ現役で、そして地域で活躍できるようなシステム、それから方策、働いていただくような方策を考えていかなければならないなと思っております。これも役場で考えることではなくて、産業の皆さんとお集まりいただいたり、それから老人クラブやおけと大学を通じていろいろなところからご意見をいただいて進めてまいりたいと思います。

これからは高齢化社会は避けて通れません。これに向かって直視しながら置戸町は問題解決を図っていかねば残っていかない、活力が低下する町になってしまうので果敢に取り組んでまいりたいと思います。

「私は人づくりでは失敗しません。失敗したところでやめるからそれが失敗になるわけで、成功するまで続ければ、それは失敗にならないのです」。これは松下幸之助が言った言葉です。そんなすばらしい経営者になれるとは思いませんが、私も行政の運営者として、こんなことを勇気をもって発せられる、そしてこの言葉に勇気をもって、転んでも必ず立ち上がり、立ち上がる際には何かを捨てて立ち上がる。そんな決意をもってまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

よろしくどうぞお願いいたします。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ、高齢者のお話も今ありましたけれども、まあ、高齢化率と言いますか、65歳以上が何人いるかということでもあります。私も来年65歳になります。まだまだ高齢者とは思っておりませんし、これからもできればまちづくりに関わっていきたいというふうに考えておりますけども、まあ町長の今この2年間の実績のなかで地域おこし協力隊、過去にやっていなかったこと、まあふるさと納税のこともありますが、まあこれ新たに始めたと言いますか、ほかの町村ではもう早くから取り組んでいることであって、改めて置戸町が今までなかったものを取り入れたということであって、それがどこの町にもないようなことではありませんし、もっともっと町長の色を出してというか、特色のあるようなまちづくりをしていただきたいというふうに考えておりますし、そうい

うふうに期待もしているところであります。

まあ、先ほどあの山崎亮さんの話ありましたけども、昨年12月の一般質問で、私このまちづくりの青写真と言いますか、それについての質問をいたしました。そのときには外部の方も入れて、このまちづくりを町民の皆さんと取り組んでいくというような答えがありましたけども、まあそれに向けても少しずつこう取り組んできているのかなというふうに考えております。まあ、最後ですけども、その今高齢者と言いますか、結構年寄りの方たちが動きづらくなったこの町というか、地域が大変苦勞している部分が多く見受けられますけども、その辺について町長の方から何かこう、策と言いますか、どうしていきたいような考えがあれば再度お聞きをしたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 やはり従来の考え方では、まあそういう方々、住民の意識も大きく変わってきました。あの、まあ30年も前から老人クラブへの加入率は年々全国でも少なくなってきております。本町では老人クラブとは別におけと大学ということで学びの場の提供ということを取り組んできましたが、それにつきましても年々減少してきております。これは先ほど申し上げたとおり、その年齢になっても社会でまだ活躍されてる方々が多いので、その時間帯に活動するのはなかなか困難だという人もおりますし、みんなで同じことをやるという状況でもないんだということもあります。

何か今までの既成概念を壊すような取り組みを社会教育サイドや社会教育に限らず取り組んでいけたらなと思います。あの、例えばこんなことが今言われてます。デジタル田園都市構想っていうのはこれは地域からそういうことを起こしてほしいということで政府が立ち上げた政策でございます。これにつきましてはその政策になかなかついていけない高齢者の方々が日本にはたくさんいるということです。それであれば、やはり高齢者を対象としたスマホ教室だったり、タブレット教室だったり、そんなことも明るい未来を築くためには必要なことだろうと思います。これに取り組んでいくのは公民館か、またデジタルトランスフォーメーションを所管する企画財政課か、ちょっと決めてはおりませんが、こんなことも一つ新しい取り組みとして、新しい人たちが集まるきっかけとなるようなことを企画できればと考えております。

それとみんな活動年齢をあげるっていう前提には、みんなが健康で長く暮らしていくことが大事です。これは保健の充実、検診の充実、まあこんなことも大前提にはあることを私は頭のなかに入れております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今最後に、あの健康ということでお話がありました。本当に、本町においても最近と言いますか、若い方たちが不慮の事故というか、亡くなる方が大変多くてですね、心配をしているところであります。なんとかそういう方たちが平均寿命に近いだけのことで、この置戸町を盛り上げていただければなということで、大変残念なところもありますけども、まあ先ほど松下幸之助さんの話で失敗しませんっていうような話が町長からありましたけども、失敗してもいいと思います。思い切ってこう一生懸命やってですね、町民と一緒に、また役場の職員、議会とも一緒になってこの町を盛り上げていってほしいというふうにお問い合わせをして一般質問を終わります。

○岩藤議長 次に4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは無立木地の実態と植林の推進についてということで、町長

に質問をさせていただきます。ここ数年、町内の農道や林道に入りますと、伐採後植林されず放置されてる山林が年々目につきます。また、山林所有者が伐採後植林の申し込みをしても2年ないしは3年待ち、年々その状況が厳しくなっていると聞いております。

そこで現在、本町の私有林地において植林すべき、または植林を希望する林地はどの程度あるのか。さらに1年間にどの程度植林が実施されているのか。また、伐採面積と植林面積の差は年々広がっているのではないかと考えられますが、もし植林が進まない要因があればその要因は何か、その実態について具体的に伺いたいと思います。森林を伐採した後、植林をしなければ山林は減少し、持続的な山林経営は成り立ちません。植林後、次の伐採期まではおよそ40年から50年かかると言われております。

本町は農業とともに林業が町の基幹産業の一翼を担ってまいりました。これからも林業林産業は町の産業経済を支える大きな柱でもあります。今、全世界が脱炭素社会を目指している今日、森林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給する重要な役割を担っております。さらには地球温暖化の防止は言うまでもなく、水を供給する水源の涵養あるいは土砂の流出防止による国土の保全の役割など、多様な公益的また多面的な機能を有していることは承知のとおりでございます。

常呂川の上流部に位置し、林業とともに歩んできた本町にとっては、今後も林業の振興は町の持続的な発展に欠かすことができないものであります。そのためにも1ヘクタールでも多くの無立木地を減らし、さらなる植林の推進を図るべきであると思っておりますが、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま無立木地の実態と植林の推進、それから地球温暖化防止に向けたカーボンオフセットやさまざまな要因についてご質問があったと思っております。まず、無立木地の実態と植林の推進についてお答えをさせていただきます。

本町の私有林の状況でございますが、森林組合の方に尋ねまして、平成30年から令和3年度までの4年間の皆伐、全くあの木を切ってしまう。間伐でなくて皆伐面積は森林経営計画による伐採で393町、森林法第10条による伐採で43町、町有林では26町、合計で462町となり、1年間で約115町の、割り返すとですね、皆伐が行われているということになっております。

一方で植林の面積ですが、私有林でこの5年間で333町、町有林で27町、合計で360町となり、1年間で平均しますと90町となります。この差は約20町、先ほど議員がおっしゃられたとおり、林道に入ると無立木地が増えているという要因のことでありまして、毎年この植わらない山が20町増えてっている計算になります。今までの積み残しも含めまして、令和3年度の植林を待っている未裁地につきましては332町に及んでおります。現在民有林の多くが適正伐期を迎えており、また輸入材の減少から国産材の需要が高まり、一層皆伐は進むことが予想されます。植林が追いつかず、掻き起こしなどを行う天然更新とする山も散見するようになっております。議員ご指摘のとおり、林業を基幹産業とする本町にとって森林は重要な資源であり、財産であります。森林の持つ公益的な、多面的な機能、供給先としての責任ある森林管理を行うためにも適切な経営の推進を図っていくことが必要であります。

この無立木地が増える、植林が進んでいかない要因についての質問にお答えいたしますが、植林を進めるためには苗木の供給、林業従事者の確保、補助金など、所有者に対する援助が十分か、そんなことが重要だと思っておりますし、まあ課題となっている点だと思っております。

苗木の供給につきましては、現在裸苗での希望数量を確保することはできていますが、近年では作業

効率や作業の日程を延ばすための活着率を伸ばすために、活着率の優れたコンテナ苗、土付きの容器に入った苗、これが普及してきたことから、コンテナ苗の置き換わりが期待されているところです。

次に林業従事者の確保対策ですが、林業においても高齢化と担い手不足というのは顕著となっております。全道的にも60歳以上の従事者が32%、特に造林を担う従事者は極めて少なくなってきております。また、新規就業で林業に参入する方の2割が1年以内に離職するような現状も見受けられます。この課題に対する取り組みといたしまして、北海道では人材育成の拠点としてきた旭川に北の森カレッジを開講し、各事業所では緑の雇用事業を活用し、新規就業者の確保、現場技能者としての育成の取り組みを実施しております。

現在町内の事業所では、この事業を活用して2名の林業作業士を育成しております。機械オペレーターの希望は多いものの、造林作業への従事の希望は少なく、これからはICTなどの最新技術を活用した生産性の向上、または経営改善による所得の確保、通年雇用化の促進など、労働条件、労働環境の改善が急務となっております。

次に山林所有者に対する援助ですが、令和4年度の国の森林整備事業の予算概要といたしましては1,248億円と、前年度比100.1%。これに令和3年度の補正予算追加分を加えると1,709億円となっており、十分に予算確保はできている状況ですが、山元での人材不足や、それから作業をできる期間が短いなどで先ほどの現状となっております。

最後の植栽未栽地の拡大は、本町だけではなく、全道・全国的な課題となっていることから、今後とも北海道や造林協会、森林組合などの関係団体、関係機関と連携しながら、解消に向けた要請活動や対策を強化していくとともに、本町にあります置戸町森林経営委員会でも将来の国有林や道有林を含めて、本町の山づくり整備、事業体の育成強化、担い手確保対策などを検討してまいりたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から詳しく実態について明らかにしていただきました。私自身も山を持っているわけでもないし、山に対する、あるいは森林に対する知識が豊富なわけではありませんが、素人考えとして、まあいろいろ感じるところもありますんで若干質問させていただきたいと思います。

今、あの植林が進まない要因ということで縷々ご説明がありました。そんななかで、まあ新たな取り組みとしてコンテナ苗の普及だとか、まあ新しい機械化とかってということも検討されているようですが、何と言ってもあの植林が進まない要因はやっぱり伐採作業の場合はですね、まああの機械でオートメーション化されてどんどん進むわけがありますけど、どうしても機械化には限度があり、植林はですね、機械化に限度があり、人手によるところが大きいんだと思います。そして今後もですね、この人的資源がだんだん厳しくなると。あらゆる業界がそういう方向に進んでおりますけれども、まさにこの植林の分野では益々この人の確保が大きな課題になるということは目に見えているところでありますし、まあこれは人件費の高騰にもつながっていくのではないかとというふうに危惧しております。

それから山林経営に対するやっぱり関心がですね、昔とはちょっと比較するとですね、低いのではないかと思います。その要因はやはり山林経営っていうのは非常にこう時間がかかる、まあ手もかかる、いわゆる収益をあげる、そして収穫するまでに非常に多くの時間を要するというので、なかなか今の若い人って言いますか、現代人にはですね、山林に対する経営感覚っていうか、経営に対す

る関心が低いのかなと、そんな感じがします。

まあ、そんなことは私の個人的な感想でありますけど、それではこれらの要因を克服するために具体的に何ができるのかっていうことをやっぱり今後ですね、これからの施策としてですね、考えなければならぬと思います。で、その植林をするために、まあ事業で植林を図るわけですけど、まあこれにはあの枠があって、まあ補助の枠があって、毎年90から100ヘクタールくらいが植林されているということですが、やはりそれにもですね、一定程度ですね、個人の負担、いわゆる山林所有者のオーナーのですね、負担があるということを知っております。この負担は具体的にヘクタール当たりいくらののかちょっと分かりませんが、いずれにしろ100%ですね、国や道、町の補助金のなかでですね、再生される植林が賄えるということではなくて、ある程度の個人の負担があるということも聞いております。

この負担に対してですね、具体的にはですね、その財源対策として今年で4年目になりますけど、ぜひですね、森林環境譲与税のですね、活用ができないのかどうか。もちろんこれについてはいろいろのルールがあらうかと思っておりますけど、基本的にはやはり山元で森林所有者ができるだけ個人の負担をなくすためのこういった財源をですね、せっきくの国からの与えられた財源ですので、その活用をぜひ検討すべきではないかと思っております。具体的にどういう検討がいいのかちょっと分かりませんが、こういった人的な活用に対する検討も必要かなと思っております。

2点目はですね、参考までに平成30年度、令和元年度、令和2年度の置戸町の事務報告書を調べてみました。すると農業委員会ですね、農地法の植林の4条転用や5条転用の実績はほとんどこの3年間ではゼロであったと思っております。まあ令和3年度はちょっとまだ出てませんので分かりませんが、いずれにしろ農地の転用というのは当然農業委員会の許可が要りますし、非常にこれは法律上厳しく規制されてるわけですが、ただですね、これからはですね、農業委員会とよくですね、連携し、例えば急傾斜地や傾斜地、あるいは大型機械の作業効率が悪い狭隘な圃場、そういったいわゆる耕作条件不利地ですね、農地の植林転用の促進をですね、しっかりと農業委員会と協議しながらですね、まあ森林に適してるようなそういった耕作条件の不利地の農地についてはですね、まあ森林に戻すと。昔はもうほとんどの畑は森林だったわけですから、まあそういったことですね、森林の復活をですね、考えてはどうかと、そういったことを一つですね、森林を増やすって言いますか、植林を勧める手当として、この2点について。1点目はその個人の持ち出しに対する負担の軽減、それから今ある農地についてもですね、耕作不利地についての植林の転用。この2点について町長の考えがありましたら伺いたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 個人の持ち出しということが一つの阻害要因になっているのではないかというお話がありました。これらにつきましては、今あの木材の価格も上がってきてますし、直近の状況ちょっと調べさせていただきまして、森林組合の方に問い合わせをさせていただきました。再造林する前提としたしましては皆伐をして山の木を売るということから始まりますので、その費用も含めてご説明いたします。

皆伐費用には平均的なカラマツの平均的ですが、1町当たり280万円ほど売り上げがあるんですが、その経費は130万円ほどかかります。差し引き150万円が収益となる、1町当たりが見込まれてお

ります。これはあの細かい数字もありますけども、省略をさせていただきます。

それで再造林をする費用の内訳でございます。大体カラマツの山を再造林する場合は、標準地で110万円ほど1町当たりかかります。そしてその110万円の費用負担は国が68%の費用負担、そして道と町がそれぞれ16%、10%補助金を出しております、補助金総体としては約100万円近く補助金が出ます。そうすると10万円ぐらいの手出しで1町当たりの造林が済むということになってますので、費用の部分では先ほど前段申し上げました、皆伐で収益が上がる金額は150万円でしたので、それぐらいの費用負担は適当な価格ではないかなと思います。

議員ご指摘のように、まあ環境譲与税を活用してもっと負担を軽くしてやってはどうだろうということもお話がありました、これについては環境譲与税の制度上、公共の補助事業に入ったものに上乗せをすることはまかりならんと。直接投入することはできませんというルールのもとで、なかなか実現はできていませんが、一方で山を皆伐する方が、地域にいない方が相当増えてきてます。それは相続をしたとか、その方が森林組合で再造林をしてくださいと言っても、なかなかそうですねと言っていたけない方もいるということをお話を聞いていますし、先ほど申し上げましたとおり、造林は順番待ちという状況もあります。

先ほど議員がおっしゃられました、農業委員会と連携した農耕不適地もしくは耕作放棄地と、これから増大するところにはぜひ植林をというお話でございますが、まず先に再造林をするところを優先しなければならない点もありますし、将来的には先ほど造林の体系が確立をして、なんぼでも造林できるようというシステムが構築された際には、本当に耕作放棄地として荒れ果てていく農地を見過ごさずに、林地と転換していくことも大切な地球を守る政策だと思っておりますが、まあ今農業委員会の耕作放棄地は統計上ゼロということになってますが、将来これから耕作放棄地は出てくることも予想されております。

まあ、あの個人の持ち出しに対する支援策というところでは、今のところ本町で10%、10万円ほどですね。10万円ほど1町当たり補助を出してるという現状から、これ以上の上乗せを今考えることはございませんということでお答えをさせていただきたいと思えます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ、あの具体的にお話がありましたけど、あのいずれにしろ1ヘクタール当たり10万円の個人の負担っていうことでありますから、例えば10ヘクタールあるいは50ヘクタールとかね、大きな山を持つての方についてはですね、それだけその10万円掛ける10万円ということだから、まあ5ヘクタールだったら、5町歩だったら1戸分だと50万円、10ヘクタールの場合は100万円ということで、まあ大きな山林所有者がですね、1年でやることもあるのかどうなのかちょっと分かりませんが、いずれにしろですね、そういう費用負担があるってことはわかりました。ヘクタール当たり10万円ということね。おおよそですね、であるならばですね、さっき言ったとおり、森林環境税についてはその使い道が限定されるということでもありますけど、これについてはですね、今4年経ちまして、まあおおよそ置戸町的には今年の予算で2,700万円ほど来ております。そして、これについては町の森林の整備のですね、いろんな面で活用させていただいてるんですが、ただですね、やはり今後ですね、やっぱり何といても手間がかかる、人手がかかるということの造林の現場をね、なんとかやっぱり打開しなければならないと思うんですよね。

そして、一方ではですね、非常に厳しい現場だと思うんですよ。急斜面で掘ってですね、そして植え付けてということだから。なかなか大変な現場だと思うんですが、これらに人を確保するためには、やっぱりそういった人に対するやっぱり支援と言いますかね、現場のそういったあのなんて言うのかな、現場の人件費に対する支援ってのはやっぱり避けて通れないと思うし、今率でその何%なのかな、あのまあ10%未満の個人負担なんですけど、事業費大きくなれば率でカウントしてもですね、金額が大きくなるってことでありますからね、これやっぱりあのなんとかですね、せっかくの財源をですね、苦勞して国に認めてもらって、こうやってまあ4年間来てるわけですから、今後5年目になってまた見直しがあると思うんですけど、何とか山元にですね、もっと財源を配分されて、そしてこういった現場のですね、特に植林で苦勞されてる部分ついて、なんとか活用できるようにですね、あの努力してほしいと思うんですね。

それで詳しい数字は持ってないんですけど、全国で一番この森林環境税の交付があるのは横浜市だそうですね。横浜にはさほど多くの森林っていうか、私有林は持ってない。で、なぜ横浜にこんな、まあ数億円って聞いてますが、2億円とか3億円とかって聞いているんですけど、まあおおよそ置戸の10倍なんですけど、山はほとんどないと。こんな状況のなかでやっぱり人口に対する割合が大き過ぎると思うんですね。これについてはやっぱり、きちんとやっぱり中央に対していうべきだと思うんですよ。

一番大事なのはやっぱり山元であると。川上のやっぱり山を持っている自治体に対してですね、もう少しこの配分のあり方をですね、検討すべきだということを強くですね、あの国の方にですね、まああの期成会ないしは団体としてね、町村会なりいろんな団体でですね、声を上げていくべきだと思っております。ぜひこの辺の検討をしていただきたいというのと、まああの農業委員会の農地法の転用の関係については非常にですね、これはもう農地法の網をかぶっているとなかなか厳しいっていうか、時間もかかるし、規模によっては知事協議だとか、さらに大きくなると大臣協議とかって大きくなっていくんだと思うんですけど、それはあの今の状況はちょっと分かりませんが、いずれにしろただ山を眺めて、そして荒れ地になってということ、ただ見てるだけじゃなくて、なにかやっぱりそのいわゆる国土をですね。みんなで守っていくんだってそういう意識付け。そしてもともと昔は森林だったところでもありますから、もし、その農業委員会と色々な話をするなかでですね、こういったこともですね、農家の土地の所有者の方にも話しかけることも一つではないかと、いわゆる農業委員会と連携しなきゃならないんですけども、ぜひそのことはですね、今後深めていっていただきたいと思います。

それで、あの再々質問になりますけど、今あの先ほど町長が言われたとおり、今は国産材の見直しが非常に見直されてると。この情勢はですね、今コロナ禍の影響やロシアのウクライナの侵攻など、まあそういった経済制裁により、外材がもうほとんどゼロに近いと、入ってくるのは。そこで一気に国産材の価格が上がってきたということで、見直されてるということが、これは新聞等でも報道されています。

まあそんなことですね、今まではちょっとあのハード面で現場の方のお話をさせていただいたんですけど、もっとソフトのですね、部分でこの取り組みについてですね、まあ話をさせていただきたいと思いますが、今年もですね、残念ながら全町の植樹祭は中止になりました。そんななかでですね、これやむを得ない部分あるんですが、やはりあの置戸町として、全町民的なですね、森林の育成やですね、植林に対する意識の醸成をひとつ図るべきではないかと。まあ一番山に囲まれた置戸町のこういった地域事情を考えてですね、町民自体がですね、もう少し森林に対する考え方をですね、新たにする必要が

ないのかと。まあその機会が全町植樹祭なんでありますが、まあここんところ中止になりましたけど、ぜひこの機会にですね、そういった植林に対する意識の醸成を図る必要があると思いますんで、それを一つ検討していただきたいのと。

以前ですね、私も子どもの頃ですね、学校林があって、分収林契約っていった先輩方がですね、木を植えられて、その後40年、50年経って実際その伐採して、それを財源にして教材などの購入に充てたという、そういう実績も置戸的にはあると思うんですね。で、今それがですね、伐採したあと今度どのようになっているのかちょっと分かりませんが、こういった分収林契約によってですね、山づくりに参加していくっていうか、子どもの頃からまあ学校として、そして将来の教材購入のための目的、財源確保のためにそうやって取り組んだってということも一つの山づくりにつながる、まあソフトの考え方だと思うんです。このことについてですね、今後ですね、さらにまあ取り組んではいけないかと、そういった思いがあります。

それから3番目は、先ほど町長も話に触れてますけれども、2020年の10月にですね、菅前総理大臣がですね、2050年にはですね、温室効果ガスの排出量実質ゼロにすると、全くゼロするということを表明されました。まあこの表明に対して各自治体、それからと企業などもいろいろ取り組みが言われておりますけど、今後ですね、このゼロカーボンへのですね、地域の取り組みとしてですね、やはりあの森林保全や山づくりに対する位置づけというものをしっかりとメッセージを発してですね、やっぱりみんなで山を守ろうというか、地域を守る、そして二酸化炭素を減らして、そういった山の持つ公益性、そういったものをみんなで守ろうということをぜひですね、まあソフト事業の取り組みとしてですね、今後取り組んでいただければと思いますが、まあこれについての町長の考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 前段環境譲与税のお話がありましたので、ちょっとあの本町の状況だけ最初にお話をさせていただきます。環境譲与税は法律が施行されて、今は環境譲与税として政府から今年で行けば2,680万円、先ほど議員がおっしゃったとおりです。譲与されております。今年はこの財源をもとに本町では今回の議会でも提案させていただきましたが、未来への森づくり事業、まあ機械化、事業体の機械化・効率化を図るための機械化の補助や公共補助を受けられない間伐への補助に補正予算をさせていただいて、今現在で2,680万円いただいて、3,860万円をこの事業として行うように積極的な活用を図ってきております。

これは財源といたしました、もう3年積み残してきた部分もありましたので、それを活用しようということで積極的に活用をしております。まあ令和6年度からは国民1人当たり、まあ成人ですけども、住民税の均等割で実際に環境税として1,000円ずついただくこととなります。先ほど議員も横浜市が多いって、あの交付額が多いって、人口が多いってのはやはり無視はできない。都市住民の税金がまああの地方に全部流れるってのを認めるか認めないかっていうことも含めてですね、あのやはり検討の余地があるのは事実ではありますが、なかなかあの山元だけの意見では通らないだろうなという思いもありますし、そして都市住民の方が、本当に私たちの税金が山元でどうやって使われているのか。これをまあ注目していく時代にもなっていくと思いますので、やはり適切な活用・運用を図っていかねばならないと思います。

先ほどあのご質問のなかで植樹祭は中止したんだけど、やはり町民に限らず、国民にやはり森林っていうのは大切だよということを啓蒙普及していくことは大事だと。まさにそのとおりだと思います。今年につきましてはコロナの感染予防もありましたし、適切なあの造林地がなかったということもありましたけども中止をさせていただいております。それに変わりましたですね、今考えているのはコロナも落ち着いてきましたので、秋口までに育林、山に興味を持ってもらうようなイベントを開催できないかということ中部森林管理署とも協議をさせていただき、ほか林業関係団体とも協議をさせていただいているところでございます。

やはりこれから山への関心というのが高まるなかで、まあ行政、そして町を挙げてそういう取り組みをしていく必要があるだろうと思いますが、本町は林業グループが毎年子どもたちに向けて山づくりの講習会を開いていただいております。これも本町は本当に管内でも先駆的なあの町だなという評価も受けておりますし、そんな事業とも相まって、そういう啓蒙活動、それから緑の羽根運動だとかを進めていきたいと思います。

あと分収林の関係ですが、以前は伐期を迎えた頃に何か活用できることを含めて学校林ということで、まあ分収林契約を結んだ経過がありますが、その任期が終わると、どこも分収林は解除して新たに分収林を組むという要望は少なくなってきています。それは伐期が長伐期になってきて、遠い将来子どもたちへの学校分収林で、まあ教育の題材となるよということは理解できますが、なかなか分収林で後の整理が難しくなってくるっていう現実もあります。また、国有林にはあの多くの分収林が以前結んだ部分がありますけども、まあ町有林のなかでの分収林契約というのはこれからは少なくなっていこうと思いますし、まあそれに代わる何かの活動をした方がいいのではないかというふうに考えております。

あとカーボンニュートラルへの取り組みとして、私ちょっと勉強してたところがちょうどきました。先々週、先週のですね、あの農業新聞で林業白書の提起がありました。今まさにグリーン成長の実現の時代だと、木材の価格は半世紀ぶりに上がって国内自給率も4割を超えたという見出しで農業新聞に書かれていました。そのなかでウッドショックは山元の置戸町にとっても好機であると捉えるべきだなと思っています。

いかんせん事業体、それから労働者が少なくなってきてるなかでは、やはり労働条件の向上などを図っていかねばなりません。これショッキングなデータでありましたが、林業労働者の平均給料が全国ですよ、340万円。全産業の平均所得よりも100万円程度低いんだということと、労災の死亡率は2.5%と、全産業の10倍危険な職場だということが発表されました。こんなことをやっばり克服するためにもICT、これ10年前に農業の方でスマート農業という言葉が出てきたのが、今あっという間に自動操舵システムを持ったトラクターがどこの畑でも走るようになって普及しました。日本の技術をもってすればですね、今研究段階でいろんな機械が造林作業も開発が進められております。管内でも大きなドローンを購入して実験的に苗運びに使ってみようという町も出てきました。そんな進行状況を見極めながら新しい技術革新、そして導入を事業体とも図っていく必要があると思っております。

カーボンニュートラルはですね、本町でいけばですね、実はマイナスカーボンということになっているそうです。本町では森林が多い、農地が多いということで、社会生活や産業活動で排出する二酸化炭素よりも森林や畑が吸収する二酸化炭素が多くて、年間7万5,000トン、マイナスカーボンということになっているそうですが、政府が掲げる2030年までの目標数値達成には、このマイナスカーボ

ンを本町でも10万8,000トン、1.3倍ぐらい伸ばすことが求められていくんだろうと思います。これは私も知らなかったんですけども、山があれば二酸化炭素が吸収されるというものではないそうです。高齢級の木は二酸化炭素を吸収しなくなるそうです。やはり伐採をして新しい木を植えて再造林をして伸びてく木が二酸化炭素を吸収するようでございます。

そんななかでいけば、こうやって伐期が遅れていく、そして伐採が進んで再造林がされないということは先ほど言いました目標達成からどんどん乖離していく結果にもなろうかと思っておりますので、これは政府の政策も見極めながら、グリーン成長の実現、本当にこれはある意味、置戸町にとってはチャンスなのかもしれません。こんな好機を捉えて町内の業者、そして各団体とも協議しながら積極的な森林環境譲与税を活用した取り組みを図ってまいりたいと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 質問ではございませんが、今町長のお話のなかです、今後ともこの国にはきちっとした要望を向けていきたいという山づくりについてです、そして山は更新していかなければだめだというお話をいただきました。

まさにですね、蛇足ではあるんですが、質問ではございませんが、あの今回この6月の定例議会です、北海道町村議長会からですね、各議会に対して要望意見書を出してくれという、そういう要望が出ています。そのなかにまさに今言った話の森林林業、木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実強化を求める要望意見書を国の各機関あるいは衆参両議院議長に対しても出すようになっております。そしてこれは置戸町議会でもこのあと審議される手はずになっておりますけど、確かにこうやってですね、我々の要望も国に届けることも大事だけど、まあ足元ですね、今まで依存していた我々の山をですね、しっかり町民の皆さんとですね、あの育てていく、そういったことを意思統一してですね、今後ですね、山づくりに励んでいただきたいと思います。

以上で私の質問はこれで終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。

10時55分から再開します。

休憩 10時40分

再開 10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいて町長へ質問をしたいと思っております。

コロナ禍における今後のイベントについて。コロナ感染がいまだに収束の見られない状況であります、イベントの中止が3年目を迎えています。国も経済を止められないということで、感染予防対策をしながら実施している状況にあり、置戸町もこの2年間中止が続いております。今年度は内容を変えてでも実施する時期にきていると思っておりますし、コロナ感染も好転しそうな状況にあります。そのために行政が先頭を切り、各団体の見本となるような最低限の感染予防対策を示しながら実施すべきではないで

しょうか。

町民向けに諸行事を実施してもいいですということで公共施設の閉鎖はしておりません。それぞれの団体が使用する側の責任において利用してくださいということですが、町全体の諸行事に繋がっていくとは考えられませんので、町が意気込み等を入れ、ゴーサインを出すことにより前に進めるのではないのでしょうか。

現在まで社会教育課では小規模の事業から現在まで徐々に実施している状況ですので、コロナ前に戻るにはまだ時間がかかると思わなければなりません。しかし、屋外の事業については都会のスポーツ観戦を見ますと、マスク着用等の対策をとりながら観客数の制限なしとなっています。本町も十分検討の余地があると思います。特に置戸の大イベントである夏まつりは日数を考慮し、人間ばん馬大会などは1年も前から体力作りをしなければ大会になりませんので工夫し、デモンストレーションのような内容とし、荷物を軽くし、SNSなどのネット配信できる程度の規模でやる方法、また内容によっては、飲食については屋内・屋外を使い分けしながら工夫すべきと思います。また、今回一般質問に際しましてイベントに関わっている人たちに数人と意見を交わしました。そのなかで厳しい言葉も出ておりますけれども紹介したいと思います。

そのなかでは、ある人はコロナになり、町全体が活気のない雰囲気が伝わり、心配しているという方、OGF問わず2年間の中止をコロナ前に戻すには若い世代の人たちだけでは厳しいとも言っておられました。しかし、実施に向けての気持ちは伝わってまいりました。OGFの3回目は借入金の返済が終わった時点を見据えているようでした。いずれにしても夏から秋に向けての事業はすぐそこまで来ています。内容を工夫した事業実績を一つでも多く作ることが次年度に繋がる大切な年であります。また、若い人たちからは町長の意気込みが今一つ感じられないという方もおられました。

若い人たちに意欲の感じられる、そして掛け声だけでなく、実施に向けた行動を期待し、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 あの厳しいご指摘もありました。意欲が感じられないということに対しましては意欲が空回りしてるということでご理解いただけたらなと思いますが、コロナ禍における今後のイベントについてのご質問であります。

ご承知のこともありますが、少し経過をお話させていただきたいと思います。2019年の中国でのウイルス感染が発症報告があってから、議員おっしゃるとおり2年を経過し、3年目を迎えております。本町におきましても2020年2月10日に第1回置戸町感染症危機管理対策本部を立ち上げて以来、現在まで2年半にわたり、その時々、その状況に応じて公共施設の閉鎖や各イベントへの中止や勧告を行ってきた経過があります。おけと夏まつりや、この後七夕まつりなど各イベントの中止などは感染拡大防止対策に取り組みながら、一部やってこれたもの、これなかったもの多々ございます。

発生から2年半が経過するなかでコロナウイルスに対する研究も進み、またワクチン接種により重症化効果は明らかになってきていることも見受けられます。今後イベントの開催については条件が緩和され、その内容に応じ、それぞれのガイドラインを遵守したなかで可否を判断してまいります。

そこでご質問でございます。各イベントの可否につきましては、それぞれ実行団体を持っておりますのでそちらの判断にもなりますが、感染拡大を可能な限り防ぐ対応として、ガイドラインに沿った感染

予防対策が可能かどうかを判断していただいております。また、直接質問内容にはありませんが、ここで本町最大のイベントであります、具体的に言いますと、おけと夏まつりが2年中止、今年はどうなんだということが今年の春先からお話がありましたが、昨年9月の定例会議でも石井議員から夏まつりの開催について、コロナだけではないと。このマインドが停滞して開催が危ぶまれるのではないかなというようにお話もあり、まあそのときも感染予防を取りながら、そして代替え含めた開催をいろいろ考えてまいりたいということをお話をしていました。これからのおけと夏まつり、人間ばん馬大会をどうしたらよいかを考える会を立ち上げ、新しいおけと夏まつりの開催構築に向け、昨年から検討してまいっております。その結果をもとに3年ぶりの開催に向け、おけと夏まつり企画委員会で協議を進めてまいりましたが、いかんせん4月置戸町でも多数の感染者が出ることになりました。それによりまして、やはり慎重論の方も台頭してきたところございまして、準備を含め7月第1週での開催は難しいと判断し、感染予防対策を始め、内容の精査、開催時期などを協議しているところでございます。

今週の月曜日に荒原案ができて、間もなく企画委員会で協議が整い、その後実行委員会に図られることとなりますが、withコロナ、私は今年の4月に申し上げましたとおり、コロナだからできないではなくて、コロナでもできる、そしてコロナのあとを見据えた対策をとってこうということで、withコロナの時代に対応した新たなスタイルを目指し、開催に向け運んでいこうと思っております。

3年目に入ったコロナ禍は感染対策とバランスを取りながら日常生活を取り戻していくことが必要だと思っております。今後の感染状況を見極めるのは非常に難しいのですが、一番大事なものは本町の活気を取り戻していくためにも対策をしっかり取り組み、そしてイベントを開催するwithコロナに向けた取り組みを強化していきたいと思っております。

あと、後段の方でOGFの関係も出てきましたのでお話をさせていただきたいと思っております。OKET O GREEN FESTIVAL 2の実行委員会はご承知のとおり収支が赤字となり、町が肩代わりをして、まあその支払いを行って、それを弁済をされているところです。実行委員会の皆さんが今年の3月、町長室にお見えになり、3年目の納入、その分割金の納入と白花豆プロジェクト。まあこれは借金返済プロジェクトとも言われておりますが、この実績を報告された際に、順調に約定償還がなされております。あと残り2年、これが終われば以前肩代わりをした430万円は完済になります。この2年後を目指して、もうそろそろ始動をしていきたいというお話があり、私の方からはぜひそういうイベントを、企画を作って、あの取り組んでいただきたいと、応援しますというお話をいたしました。ただ、財政的な支援については明言をしたわけではありませんが、議会にもお諮りをしながら後押しをしていきたいと。それからこの資金の造成については町の方でもふるさと納税やファンドの創設など、工夫をしながら皆さんと考えていきたいと思いますというお話をさせていただきました。また、昨年このOGFの活動に対して寄付をいただいた方もおられます。この寄付につきましては大事にとってその寄付者の意図に沿った使い方をしようと思っておりますということで、それもあのOGFの次の開催に向けた資金に充てることも可能ですということをお話をさせていただいております。

この2年間、2年半元気がなくなっていく、活力がなくなっていく町、そんなことを何とか払拭するためにこれから取り組んでまいりたいと思っておりますし、先ほど言いましたとおり、コロナのなかでもできるようなことがあるんだろうということをお求めまいりたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、お答えをいただいた部分もありますけれども、おおまかに言いますと、実行委員会とか、それぞれの専門委員会の方々に今委ねているっていう、そんな感じを受けておりますけれども、まあ先ほど私も申し上げましたけれども、社会教育課のなかではもうすでに感染予防対策をしながらですね、状況ですけれども徐々にやり始めてるっていう、そういうことでありますので、そういったことも一つのひな形になるのかなと思ったりもいたします。

それとですね、町のイベントのその若い世代にっていう、常にそういういつも言われていることなんですけれども、このコロナよっての気持ちがですね、どうしてもそのイベントに対する考え方なり気持ちがついていかないというか、そんなような人もいないわけではないそうです。したがって、私井上町長時代にも言ったのかもしれませんが、やはり町民こぞって町のイベントを盛り上げるための何らかのグループ組織、そういったものもやはり必要になってくるのかなっていうことを言った記憶がございますけれども、やはり今ここでそこまで考えていかないと、なかなかあの町のイベント自体を運営していくというのは大変かなと。これだけあの何もできない時代が、時期が続きますと、まずは気持ちをですね、高めるためにもそういった事柄がぜひ必要になってくるのかなと。

それとあのこのとき若い人たちともお話した部分でいきますとですね、今先ほど来あの地域おこし協力隊の話、どなたかしておりましたけれども、その部分でもいきますとね、地域おこし協力隊、特に若い人たちとこぞって一緒にですね、町のイベントを盛り上げるため、あるいは企画の部分から入っていただく、それが一番町のためにも町民も理解してもらえらんじゃないのかなと、そんなことを常に考えております。

それと先ほど前段の方の質問者に対しても8月20日の山崎先生のお話もございましたけれども、私はそこまで山崎先生が8月に来るのを待って、それからっていうんじゃなくして、そこまでの間にやはり町としての考え方なり思い、町長の思いも含めてですね、そういったものを持ちながらですね、この研修を受けるべきじゃないのかなと。そういうことじゃなく、やはり町独自のそういったものを特色として考えておきながら山崎先生のお話を聞くべきじゃないのかなと、そんなふうに思っております。そんなことでですね、とりあえずその今の考え方、山崎先生の関係も含めてですね、その部分で町長の方からもし付け加えること、もし考えが新たにまたあるのであればちょっとお聞きしたいんですけど。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 一般的にも、この2年間で葬式は簡素の方がいい、みんなに迷惑をかけない方がいい。それはなかなかこのコロナが落ち着いてきても元には戻っていないっていう実態もあります。それがやはりマインドの問題なのかもしれません。

イベントのことにつきましては、先ほど夏まつりはこれからまだ企画委員会、実行委員会は経ますが、これはやる方向で進みますし、それから教育委員会社会教育の方ではその前、例年であれば七夕まつりっていうのが子どものイベントが8月7日に行われます。これについても今種々検討がなされているところであります。また、あのパークゴルフ場の大会も今年は制限がなく開かれておりますので、まあ以前ほどお客さんが戻っていないぞっていうお話も聞くんですが、徐々に徐々に戻ってきてると思います。まあこの今までやってきたことを元に戻していくことも大きな回復になりますし、あと起爆剤としては山崎先生だけではなくて、経済的な対策も必要だろうなと思っております。

この夏まつりは2年間開かれなかったっていうことは町費で1,000万円ほど予算計上したものが

町内で消費をされたり、イベントとして、まあ効果をもたらしていたものができていませんでした。今年につきましても、もしも開催するのであれば飲食を含めたり、それから町民に喜ばれる、還元されるようなものも考えていくようにお聞きをしておりますので、まああの徐々に徐々にではありますに戻っていくんだらうなというふうに思ってます。

あの議員がおっしゃるのは、私が宣言をして、もう全開でいくよと言った方が分かりやすいんじゃないかというお話だと思いますが、昨日もいろんな大会、今もそうなんですけども、ゲートボールが全道優勝してきたというお話も聞きました。それから小学校・中学校の運動会も制限はしながら開催しております。徐々に徐々に戻ってきてるなかで、戻らないのはお葬式っていうのが、今ちょっとあの少し考えなきゃならないんですけども、そういう時代もコロナだけじゃない時代背景もあるのかなと思ってる場所もあります。新たなものを作っていく勇気も必要だということをお聞きしたというふうに受け止めて、知恵を絞っていきたく思いますし、最後に置戸のイベントの持ち方ってのは町長や役場がやってることは少ないんです。住民の方が参加してやってる、住民の方が作るイベントが圧倒的に多いことです。そこをやっぱり喚起させる方法っていうのは、やはり強制であのやるぞっていうだけではなかなか難しいなという思いもしておりますので、やはり各地区の公民館だとかコミュニティを大切にしながら、このコロナ後の回復を図ってまいりたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 ただいま、まあ私の質問している内容については大体理解していただけたのかなというふうに考えております。そんななかでやはりあの若い人たちのですね、行政に対するその捉え方と言いますか、考え方っていうのがやはり我々とは違ってますね、一般的な例えば社団法人とか、いろんな分野に行政支援をしておりますよね。そうすると、まあ今のOGFの絡みでいきますと、わずか数百万円の部分でという部分の解釈がしております。ほかの部門でいきますと、単純に不足を生じた場合には補正を組んで穴埋めすると。どうして我々の部分がこうなるんだらうっていう素朴な疑問を抱いてる人もいないわけではございません。それらもやはり私はあの若い世代っていうのはやはり次の次代を担う置戸町の柱でもあると思います。

そんなことを考えますとですね、3回目いつやるのか分かりませんが、OGFについてはやはり二度と同じような轍を踏まないような対応をしていただきたいなと。そしてまた恥ずかしくない、若い人たちにもやはり重荷にならない、まさに町民こそやり遂げるんだという、そういう姿勢を見せながらイベントに向かっていたいただきたいなと思っております。

それと、これからはやはり地域おこし協力隊、今スタートしたばかりです。やはり今から3年後の任期明けを目標としてですね、定住に向けたやはり準備も必要なのかなと。それによって若い人たちが増え、そして町のイベントなりいろんなところでの支えにもなってもらえると、そんなふうに考えておりますので、どうかこれは要望になりますけれども、そんなことを十分検討していただいでですね、8人いる今協力隊については全員が定住するんだと、していただけるんだと、そういうような準備をしていただきたいな。それでまあ私ごとですけども、実は初めてその8名の方を招いてですね、地域でパークゴルフをやるかなということで土曜日に計画しております。

そんなことで私たちもそれなりに協力をしながらですね、なんとか町民の顔、あるいは協力隊員の顔も地域の皆さんにお披露目する意味においてもですね、そういったことがこれから必要なのかなと。そ

ういうことを私自身進めておりますので、そういうことで町の方でも町内でそういうことがあればですね、ぜひ情報を隊員の方に知らせておいていただければ、もっともっと町民に理解していただけるんじゃないのかなと、そんなふうに思っております。

そんなことで希望も含めまして、町長の方に申し入れしまして私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 最後に地域おこし協力隊をぜひともそういう地域行事に参加、本当にありがたい話です。ぜひともこれからもそういうお声かけをいただきたいと思えます。ただし、あの地域おこし協力隊員に任務があって、日程がつかない方も少しおられる場合もありますので、そのことはご了承いただきたいと思えます。

それとあのOGFの関係の、あの430万円の当時、赤字になって肩代わりをさせていただいた件は、私は当時も違う身分でしたが悩んでいました。そして町長はどう判断されるか。そして議会はどのような議論をされるかってことを注目していました。町の意見も二分したと思えます。

私は選挙に立つときも言いましたが、これは結果的にいいことだったと思えます。先ほど前段質問がありましたけれども、失敗を恐れたら何もできないんです。若い人たちも含めて、僕もそうです。ですけども、結論としてその収支が合わなかったっていうことは、これはまた簡単に430万円のお金ってのは、そんなに軽いお金ではないっていうふうに思いますが、そしてそれを返済するってのは大変なことだと思えます。昨年も豆は半作以下で今まで蓄えた貯金で役場の86万円を返済したような状況です。本当に紙一重でわたってるような状況も本当に分かりました。しかしながら、あの人たちがああやってやること、あの人っていう言い方はちょっといけません、あのOGFの若者たちがそれをやることによって、新たな信頼を得て、そして応援者が増えてるのも事実だと思えます。私はあの大変なものも理解しますし、そしてあの前町長も悩まれてる姿を傍で見えていました。ですが、最後に結論となったのはあのOGFの若者たちの未来を考えた結論が、私はあの方法だったというふうに思っていますし、私は今度も開催ができるような運びになれば町としてできる限りの応援をしたいと思えますが、もちろん前の二の轍を踏まないようなことを考えるながら、町も一緒に考えながら資金面だけではありません、あの開催へ支援を続けてまいりたいと思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 あの、まあ今町長言われたその430万円の借金って言いますか、それによっての別の部分でね、培われた協力者って言いますか、理解者って言いますか、確かに増えてきたそうです。それはあのやはりいろいろ言いたいこともあったけれども、このことによってそういった人間関係が余計周りの方に広がって、町外の人たちにかなり広がっていったというようなお話も聞いておりますし、一概にその借金した部分がああだこうだっていうことではございませんということを前置きしながらですね、まあ一般の役員になってる人たちは確かにそういう内容もわかってますしね、理解はできるんですが、その他大勢じゃありませんが、実行委員会の委員さんいっぱいいますよね。その人たちに理解させるためにはやはりかなり時間がかかるっていうことを言っておられましたし、やっぱりその部分がもう少し負担にならないような、むしろ新聞報道もされた返済金ですから、皆さん知らない人はないわけですよ。そうすると当時やはり聞いてみますと、出かける借金OGFかみたいな

話になったのは事実らしいです。ですからそれが逆に今は別な形で人間自身を強くしてもらったと、そんなようなこともおっしゃっておいりましたので、どうかあのこの返済してる間に培われた部分はこれからの3回目の開催に確かな手応えを感じていると思いますので、どうかその辺を期待して、町、我々も含めてですね、協力していかなければならないなど、そんなふうに思っています。

以上です。

○岩藤議長 次に1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長にお伺いをいたします。

ちょっとあの前段としてお話をさせていただきます。私ごとですが、先月の初めに60歳還暦を迎えました。まあだからどうという話ではないんですけども、ちょうど私の父が還暦を迎えたとき、満年齢でやるのか数えでやるのかっていった多分2回ぐらいお祝いをしたことがあったというふうに思いますが、父の友人の方も集ってですね、その友人の方々の還暦のお祝いも家でやったような記憶がございます。そのときは皆さん元気で明るく楽しくお祝いをしたというふうなことを今思い出しております。

さて、私の還暦はどうであったか、どういうふうに迎えたかということ、左半身麻痺で車椅子生活をしている母親と、私が60歳になって還暦を迎えたということを認識してくれない父親。認知症の父親の主たる介護者として迎えたところであります。まあお祝いについては家族のみでしめやかに執り行ったところですが、まあ日々介護、仕事、それから炊事、3年ほどになりますか。当然そんな生活のなかでストレスがないわけではありません。家族の協力、そしてアルコールの力を借りてなんとか平常を保っているのが実態かと思っております。まあ元来ノミの心臓、ガラスの胃の持ち主でありますから、今後はまあどれだけやっていけるか不安でなりません。60になる私でさえ介護は大変であり、不安を持つわけですから、まあ今回主題となるヤングケアラーにとって、いかばかりかと推察をするものです。

ちょっと前振りが長くなりましたが、近年問題となっているヤングケアラーについて本町の実態、またはどれだけ把握、対応を取られるか伺うものであります。まあそれぞれの家庭の事情、本町では特別支援が必要とされる児童生徒も増加しております。当然のことながら高齢化による在宅介護されている世帯も少なくないというふうに思います。きっとヤングケアラーというものが存在し、今後増加していくものではないかと心配をしております。しっかりと学校との連携をして、早期把握、早急に相談、対応、支援などの体制が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 前段あの、家庭介護の大変さっていうのは本当にあのヤングケアラーにかかわらず大変ご苦労されている家庭が多いということはあの承知しております。そして、あの家庭で最期を迎えたいっていう高齢者が多くなってきてるのも、あの今時代の流れ、趨勢です。しかしながら、施設に入所をせざるを得ない、身寄りがいないという方、そしてあの孤独死というような事件、事故も報道されているのも実態であります。

本題のヤングケアラーの実態調査、これはあの新聞で、それから報道でも最近よく耳にするようになりました。で、ヤングケアラーは決まった定義はありません。法律用語ではありませんが、一般的に18歳未満の子どもたちが家族のケアを担うことをヤングケアラー。それで問題になるのは、そのことによつていろんなことが制限を受けたり、普通の子どもたちの生活ができない、そんなことが問題になるんだと思います。これは子どもたちの捉え方も違うと思います。弟の面倒を見とけっていうのはヤングケア

ラーかって言ったら、それを何でもないよって思う子どももいれば、あのおばあちゃんにお水あげておいてねっていうこと、お水を飲ましてねっていうのは、それは当たり前だよっていうお子さんもいるのもあの事実だと思います。

この問題の背景には、各家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、それらいろいろな地域力の低下、子どもの貧困といったような側面もありますが、さまざまな要因があります。ケアを必要とする人が増加する一方で、女性や高齢者の社会参加が広がり、大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減ってるのも事実です。サービスは整いつつあるものの、それが届いてない家庭があったり、届いていたとしても個々の問題解決に至らない場合もあります。家族によるケアを当たり前とする文化的日本の習慣背景もあります。子どもたちは年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、これからの将来、育ち、教育に影響を受けることがこのヤングケアラーの問題となっている点だと思います。

これにつきましては政府が厚生労働省と文科省で2020年度中学生を対象にしたヤングケアラー実態調査、高校生もですね、当時の中学2年生と高校2年生、全日制課程の生徒にインターネット上での回答を求めたアンケート調査を行っております。この時点で中学2年生では18人に1人が家庭に介護が必要な人がいるということを書いております。また、高校生では25人に1人、これは捉え方があるんだと思いますが、家庭にそういう方がいる、それは弟も障がいを負ってる方、それから両親、おじいちゃん、おばあちゃん、いろんなパターンがあると思います。このなかで本町はどれぐらいいるのかということ調べましたら、これは先ほど言いましたようにインターネット上でまっすぐあの個人のプライバシーもあったということで、まっすぐ集計をされた、道教委の方に集計されたもので開示なされておられません。トータルとしては回答率、北海道において25%程度だったというふうにお聞きしております。

先ほど言った数字のなかで、世話をしているためにやりたいけどできないことを尋ねたところ、自分の時間が取れないと回答をした先ほどの18人に1人の方で20%がそのように答えています。高校生では13%。宿題などができないというふうに答えておりますので、あの先ほど18人に1人で、そしてそのなかの20%弱の方々が自覚をしていると、私はヤングケアラーではないだろうかということになっています。まあ先ほどの集計結果が20%程度だったということで、全体の数字を測ることはできませんが、まあ近年新たな民間団体によるヤングケアラー調査も抽出調査もなされて、この比率はもっともっているのではないかと、潜在化してるのではないかという報告もなされております。

本町のヤングケアラーに関する実態把握などの取り組みの状況は、本町では先ほどのアンケートとは別に、保健師やケアマネージャーなどによるケアが必要な家庭の訪問活動や社会福祉協議会、民生委員の活動などにより、各家庭状況の把握に努めておりますが、なかなか家庭の状況までわかるまでは今の社会のなかでは難しいことなんだと思います。現在のところ、その団体にはヤングケアラーという情報が寄せられておりませんが、現実的には家事や家族の世話、多くは家庭内で行われているため、子どもがそれを負担とっていない実態もあるのではないかと考えております。

もう一つの取り組みといたしましては、教育委員会と連携し、学校現場の実態把握、子どもたちが通う学校で様子の変化、先生を通してですね、まあそういうことを把握をしていただきたいということを考えております。学校は子どもが多く時間を過ごす場であり、子どもの状況変化がわかり、欠席、遅

刻が多いなど、子どもが本来学校でやるべきことができてないというサインを見逃さないようにしていくことも早期発見にとっては大事だと思っています。

先日、くるみの会の先生にもお伺いをして、そのようなお子さん、該当するようなお子さん見受けられるかということをお聞きしたら、今のところ通ってるお子さんにはいないですよという話をいただきましたが、通ってない子どもだっているの、そのさらに実態というのは分からない部分もあります。教育委員会では教職員に対してヤングケアラーに対する基礎知識の習得のための研修計画など、それに本町といたしましても協力してまいりたいと思います。

ヤングケアラーの対応は関係機関の垣根を越えた連携が大事であります。それと信頼できる機関、相談できる相手、気づいたら初期相談、福祉支援のつながりがスムーズにいくよう、昨年子育て包括支援センターを福祉センターの包括支援係のなかに設置いたしましたので、学校教育部局、福祉部局との連携を図りながら、まあ運用を図ってまいりたいと思います。近年いじめや自殺、児童虐待、そしてヤングケアラーの問題などが新聞で報道されております。こんな悲しい事件や事故を未然に防ぐことは大人の役目だと思っています。子どもが子どもでいられる町、これは当たり前という言葉なんですけども、それができていない世の中、これは避けなければならないと思っていますし、本町といたしましても全力を挙げてそんな子どもが、不幸な出来事が起きないように、そして未然に防ぐような対策をこれからも図ってまいりたいと思いますが、地域の皆さんや親の理解ということも重要なこの未然に防ぐ要素だと思いますので、PTAや、それから医療機関、それから虐待など、行けば警察、そんなところとも連携を取りながら、ヤングケアラーに限らず、虐待や、それからいじめ、こんなことに取り組んでまいりたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 非常にやっぱりこの問題については根深いものがあるんだというふうには認識しております。例えばですね、私とその介護相談等何かあったときに相談をしたいっていうときには、多分平日の日中であつたならば福祉センターの方に連絡を取るのかな。それが土・日・祝日だったらどこに相談するだろうなとか、そういったなんて言いますかね、どんどんやはり相談業務的な部分の受け皿というものを構築していかないと、今後のいろいろなこういったヤングケアラー等の問題でも対応できないのかなというふうな不安がございます。

このヤングケアラーについてはまあ新聞報道によると、まあ道でも今後こうやって今月からですか、調査をする、それから道の社会福祉協議会の方でケアラー支援部署を全国初で開設をしたという新聞報道がございます。当然のことながら、そういった組織が市町村各部署にできる、まあ作るための支援をするところだというふうに新聞にはこうやって書いてあるわけですが、遠慮なくですね、置戸町としても先駆けて、そういった対応できるもの、それから支援体制というものを構築してほしいなというふうに思うわけですが、この辺もう一度お伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 いつそんなことが起きるか分からないので、365日24時間体制という構築も都市部ではなされてるところもあるとお聞きますが、まあ本町は小さな町でございます。あの、ある程度あの事件が起きれば課長だとか、そういうとこに連絡をつける手段もありますし、民生委員だとか近所の方々と相談すれば、ああ連絡しなさい、連絡しなさいということで対応できるかと。地域力で力

バーできるものもあると思いますが、先ほど言いました福祉センターの包括支援係は、子どもからお年寄りまで障がいのある方も対象とした係でございます。いろいろな相談ごと、各家庭、それから自傷、それぞれケースバイケースの場合もありますが、包括支援センター包括支援係の方にお問い合わせをいただきたいと思います。ただ、24時間体制だとか、そういう部分についてはまだどうするかということは今明言はできないという状況であります。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 確かに24時間体制っていうのは無理があるんだろうというふうに思いますが、よくあの芸能人が自殺されたときにですね、よくあのテレビのテロップで悩みごとを抱えることなく、いのちの電話でしたか、そういった部分に電話をして相談をしてください。それほど24時間体制だというふうに思いますが、そういった今はもうすでにある、そういった相談場所なんかを広く、やはり皆さんにこうやって周知をしていただけるようなことを前段にしていなければなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 ヤングケアラーの問題に関わらず、そういう緊急性のあるような、自傷、それからいじめ電話、いじめ対策電話だとか、北海道で対応してる部分もありますので、その電話番号だとか、あの緊急の連絡先などは広報を通じてお知らせをしていきたいと思いますが、まあ、あのなかなか潜在的になって難しい、表に出てくるときは大変なことになってるということが多いのだと思います。その前にあそこの子どもいつも一人で家のなかにいるけど大丈夫かなっていうのは、やはり地域の方が目が届いて、まあその時点でも通報いただいたり、それからお知らせいただければ支援係の方では対応を図ってまいりたいと思いますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 あの、以前にも要するに周りからしっかりと見守るっていうことが大切だって、先ほど町長も言われたとおり、本当に地域力という部分があるかというふうに思うんですが、どうしても私はやっぱり高齢化に伴って、それほどこうやって見守る目、また耳等々なんかちょっと不足気味になっているのではないかと。まあそんな観点から、よくあの防犯カメラを付けたらどうか、それが逆にあの見守る目になるのではないかというような質問をしたことがあろうというふうに思うんですが、まあ今度の道の社協が作ったセンター長がですね、困ったときに困ったと言える機関を地域に作り、ケアラーが安心して住めるようにしたいというような、全くその通りだなというふうに思っています。だんだんやはり地域力もなくなってきているのかなというふうに思いますので、またそれを補助する、何かこうやって考えのものを持っていかれた方がいいのかなというふうに思いますので、検討努力されることを願って私からの質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 3 1 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第 1 2 議案第 4 0 号 財産の取得についてまで

————— 1 0 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第12 議案第40号 財産の取得についてまでの10件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第2号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費ということで少しお伺いをしたいのですが、今回4回目ということで予算が上がってきておりますけども、これ1回、2回、3回ということで進んでおりますけども、何か段々こう受ける人が少なくなっているとか、副反応がひどいということで避けるような人も増えているというような話聞いてますけども、本町の3回目の状況はいかがですか、お知らせください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 本町のですね、3回目接種済みの12歳以上の方の割合なんですけど、84.7%の方が3回目の接種を受けているという状況でございます。管内的にも、全道的にも高い方だと思っておりますので、このペースで4回目もいくんじゃないかというふうに推測をしております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 どうしても打ちたくても打てない人も中にはいるというふうに聞いてますから、この数字は非常に高いのかなというふうに考えておりますけども、本町においても今年になってから非常に多くの方がこのコロナウイルスにかかって苦労したのかなというふうに思ってますし、この先も心配なところもありますので、4回目に関してもですね、周知をして町民の皆さんに理解をいただいて接種をいただけるようにしていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

2項清掃費。6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 負担金補助及び交付金の持続的畑作生産体系の確立緊急対策ということで、これは種馬鈴しょの生産農家に対する支援というふうに思うんですが、すでにもう置戸町においては4戸の生産者しかいない状況で、この農家で今の置戸町の種子を供給する体制を何とか維持している状況なんですけど、1戸1戸がかなり大きな面積を持つ状況のなかで、例えば、罹病低減の対策に、これ8,000円の補助を出すということなんですけど、具体的には、例えば、これ2万円の補助。これは新規の増産した分についての補助と、それから、現状の罹病低減対策の8,000円ということなんですけど、もしこの具体的な対策の内容について、もしありましたらお聞きをしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費補助金に関する具体的な内容ということのご質問かと思えます。

高谷議員がおっしゃるようになりますね、現在、置戸町内においては4戸の種馬鈴薯農家しかいないということで、非常に現状としては厳しいということは承知しているところでございます。説明のときにも少しお話をさせていただいたんですけども、具体的内容としましては、単純に、なんて言いましょう、面積当たりの単価を支援するという、これについてしまうんですけども、この対象事業の対象の可否にあたってと言いますか、積算にあたってですね、少し単純な補助金の積算にはなっておりませんので、前年と当該年度、本年度との増加部分ですとか、それから若干差し引きがあつたりですね、成果目標として生産量5%以上アップさせると。これは、あの近年の農業関係の補助金においては、必ず今までよりも生産量アップしなさいというところは、必ずついて回るんですけども、一つは、種馬鈴薯の生産量5%以上増加ということと、もう一つは、作付面積を直近4年間の平均と比較して5%以上増加しなさいということで、結構ハードルとしては高いのかなというふうに感じているところであります。

しかしながら、当町におけますその4戸の農家においては、この辺をクリアした上で説明をさせてい

ただきました緊急増産につきましては、全体で101万4,000円の補助金が当たるということで理解をしておりますし、2つ目の罹病率の低減の方につきましては、こちらですね、成果目標がありまして、種馬鈴薯の規格内率、これを直近75年間の平均と比較して1ポイント以上増加と。それから先ほどと同じようにですね、生産量を5%以上増加というところが成果目標に入ってきてございます。また、罹病率の方につきましては必須要件といたしまして、この本取り組みを行った圃場におけるウイルス罹病率を0.1%未満に低減すること。さらには、事業実施後4年間につきましては、原則、事業実施の前年度と概ね同等の規模で種馬鈴薯の作付面積を維持することというところが成果目標になっておりまして、これも同じように、これらの部分をクリアして計算したところ、4戸の農家に対しまして、409万6,800円。こちらが補助対象になるということでございます。以上です。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 そうすると、現状4戸で今56ヘクタール、12~3町でしょうか。ということは、概ねこれは該当するというでいいんだというふうに思います。これはどうなんでしょうか、単年度だけの事業として捉えていいのか。これから、この数字をクリアしていけば次年度も継続的にこの事業が実施されるのかどうか。昨年、コロナ対策で非常に大きな事業費ありましたが、これについてはコロナとは関係なく、いわゆる増産を目指してこの事業を受け入れたというふうに捉えていいのか単年度だけの事業なのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 現段階ではっきりした情報がないものですから、はっきりした形でお答えをさせていただくことはできないのですが、昨日、説明させていただいたとおり、畑作構造転換事業の後継事業ということで、この事業が位置付けられております。さらに、従来からこの部分もあったようなんですが、従来は、JAの方で北見市を中心として、JAの方でこの辺の事務処理をまとめてやっておりました。これが事務処理の変更によりまして、各地区事務所と各自治体の間で、この辺の事務処理をやるという形で変わったものですから、今回、予算の方が計上させていただいたというところでございませぬけども、これらの経過を含めれば単年度ではないのではないかなというふうに思っておりますけども、現段階でその辺はまだはっきりしてはおりません。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 分かりました。例えば、来年の種芋の種子になる原原種に対してはそういう事業ありました。これ増産もちろんなんですが、4戸の農家でね、これ置戸だけじゃないんですが、きたみらい全体を網羅して、お互いの種子のやり取り、置戸で生産していない種子も作ったりしてますから、そこはやり取りしているんですが、全体に種子農家が減少して作り手がいなくなっている状況もあります。後継者いないとこ、いろんな状況ありますし、私も離農するまでは種芋作ってましたから、私みたいな事情の方もいるわけですよ。そういうものも含めてやっているわけなんですけども、何とか生産戸数、置戸のなかでもね、生産者を増やしてこの面積を維持していくように、例えば、1件の農家で、この罹病の関係についたってね、本来、0.1%って言ったら100分の1ですから、本来、検査の合格の基準は1000分の1だから、これでは検査は合格しないんですよ、0.1では。そんなことも含めて、いわゆる生産者が受ける負担の軽減対策をきちっと取りながら、この事業をその確保することもちろんなんですが、生産者を増やしていくような、そういう対策も含めて一緒に検討してもらいたいと思いま

す。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 農家戸数が4戸ということですね、一昨年前にシストセンチュウが発生しました。これに伴って減少しているという部分もございますし、この部分につきましても引き続き対策を取っているところではあります、あってはならないことではありますけども、いつどこで起きるかという懸念もございます。ますます全体の農家戸数が減っていくなかで、この種芋農家の4戸というのが最低なラインなのかなというふうに私も感じているところではありますし、どういう対策がいいのかというのは、今現在のなかでもですね、なかなか明暗というのが出てはきておりませんが、議員おっしゃるように、国、道含めて、もちろん町も含めてですね、議員さんも含めたなかで一緒に考えていただければ、考えてほしいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 林業費について、有害鳥獣駆除に要する経費というところで、鹿の処理量が増えたということで、今回、100万7,000円の追加になっておりますけども、単純に鹿の駆除が増えたということで、先ほどこの間の説明ありました、昨日の説明ありましたけども、実際には、この処理する場所が何か従来の場所と変わって距離が遠くなったり、そういうケースも出ているというようなお話も聞いておりますけども、その辺の状況はいかがでしょう。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 鹿の駆除頭数のご質問かというふうに思います。ただいま議員がおっしゃったようにですね、プレシカという持ち込み、上とところにありましたこの会社が4月から東相内の方に移りました。4月の前半、10日間ぐらいなんですけども、一部機能が停止しております、その期間こちらの方に運搬が出来ず残滓缶の方に、収集運搬の方に回ったという事実は確かにございます。それはそれとしまして、全体量がやはり増えている。全体量が増えていることと、また、駆除をしている頭数も現状増えているという状況でございます。昨年4月と本年4月での比較ですが、収集運搬につきましては、昨年は42頭。これに対しまして、本年4月は95頭です。倍を超えております。それから、5月ですけども、昨年は81頭。これに対しまして本年は138頭で、6月です、本年はまだ3分の1ぐらいしか経過していないんですが、昨年は収集運搬6月、一月で53頭。これに対して本年がですね、1週間ぐらいの数字でしかないんですが、20頭という状況になってます。単純に比較すると、これもまた増えるのかなということと、それから先ほど出ておりましたプレシカの方なんですけども、昨年の4月が66頭。これに対しまして、本年4月は35頭。5月は32頭に対しまして55頭。6月が26頭に対しまして、これも途中ですけど40頭ということですね、ここまでのトータルでいきますと、収集運搬とプレシカ合わせまして、昨年は4月、5月、6月で300頭です。これに対して本年は、二月と1週間程度で383頭ということですね、まだ3か月の比較にはなっておりませんが、現時点では83頭ほど昨年より増加していると。これまだ見込みですけども、100頭以上がですね、差し引きで出てくるのではないかなというふうなことに数字上はなっております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 当初予算242万円ということで、今回、100万円以上の追加ということになり

ました。本当に頭数が増えているのは、私たちも目に見えて農業やっけていて分かるのかなという感じしますけども、今後についてもいろいろ対策等あると思いますし、そういう駆除の面についても町の対応もよろしくお願ひをして終わりたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、しばらく休憩します。午後1時05分から再開します。

休憩	12時05分
再開	13時05分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)。

歳出。12ページ、13ページ。

9款消防費、10款教育費、2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 午前中の有害鳥獣に要する経費のところ、ちょっと休憩求めて、このページ止めておいていただいたんですけども、有害鳥獣に要する経費で、先ほど課長の方から現状、かなり増えている状況だということで、これらに対する自衛策というか、農家も今まで困っていなかった部分。特に、ビートなんかは非常に被害が大きくて、これはかなり進んでいるんですが、最近では麦も、それから馬鈴薯もすべてを困わないと、かなり状況が厳しいということだと思います。

この間もちょっと僕も目撃したんですけども、一つの圃場に8頭から10頭、13頭とかそのぐらいいる状況に目撃してまして、かなり厳しい状況であります。鹿柵では、中にいる鹿が結局、逆の効果になって外に出て行けないと。なかでいわゆる繁殖して増えている状況がかなり厳しくなっているの、これらについてはね、以前にも一度ちょっとお話ししたんですけども、鹿柵じゃなく電牧に対する補助、この辺についてもぜひ再度検討していただきたいということで、これお願いしておきたいというふうに思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 高谷議員からのお願いということではありますが、この間、幾度となく鹿の有害鳥獣の被害の被害に対する対策のお話もさせていただいたところであります。検討しますよというお話もさせていただいているところであります。私たちも増えている認識はしているところであります。一方で、農協経由で鹿の被害状況等を毎年把握しているんですが、実態としてなかなか増えているところまでの数字としては上がってきていないという現状もあります。この背景には、いろいろ皆さんの思いというものもあるとは思いますが、その辺と農家さんの思いと、農協の思いと、町の思いと合致したところで一歩前に進めるのかなということもありますので、引き続きその辺も情報収集しながら検討

していきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 無限に続く補助じゃないんですよね。ある程度のきちっとした圃場が囲われれば、それ以上はないんですけども、かなり農家の方も10町、20町単位で増やしていつている状況です。それは、かなり負担が厳しい状況になってきて、昨今の今の農業情勢、例えば、肥料も全国平均では94%の値上げ。北海道でも78.4%。これは、来年度以降の肥料の価格これだけ上がっていると、こういう状況でかなり負担を強いられている。これはちょっと何とかしてやらないと大変だなという思いがするんですが、そういうところでかなり大きな負担を強いられているところに、さらにね、原種に結び付くような有害の鳥獣の被害と、それに対する自衛策でまた負担を強いられているということで、あつという間にね農家経営に直接響く状況になってくるということなものですから、ぜひここについては検討してもらいたいというふうに思います。

○岩藤議長 10ページ、11ページ。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、12ページ、13ページ。

9款消防費。10款教育費、2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

14ページ、15ページ。

4項社会教育費。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 新型コロナウイルス感染症対応に要する経費で、今回3つの公民館、さらに2つの住民センターに、どどつこうやってエアコン設置するわけですが、例えば、役場に取り付けようだとか、福祉センターの方にもう少し増設しようだとか、そういったお話っていうのは、なかったのかどうか、ちょっとお知らせを願いたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今、石井議員の質問でございますけども、今回、コロナウイルス対策交付金を活用した事業ということで、5つの施設についてエアコンの設置をお願いしているところでございます。前回、一般質問でしたか、優先順位を付けていろいろと対策をしていきたいんだということでお話したかと思うんですけども、今回につきましては、町民の皆さんが多く利用している施設を最優先として、コロナ対応できる施設ということで予算を計上させていただいております。今後につきましては順次ですね、エアコンの設置について進めていきたいというふうに考えています。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 ちょっと確認なんですけど、勝山公民館の会議室改修の実施設計ということなんですけど、どの程度の改修を考えているのか。これは、郵便局が移転するから新たな会議室の、いわゆる改修

というか、そのための設計ということでもいいんでしょうかね。あのこれでいくと、何でしょうか。実施設計に260万円っていうことは、相当な額の改修を計画しているんだなっていうふうに思うんですが、直接、郵便局移転のための費用ではなくて、それに代わる会議室の改修ということでよろしいんでしょうか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 勝山郵便局の老朽化に伴いまして、地域の方々、それから郵政と協議を進めてまいりました。そのなかで、バリアフリー化がもともとなっている勝山公民館が一番人が集まるという部分もバリアフリーといった部分も含めて適切であろうということで勝山公民館の会議室を改修して、そこに移転をするということで進めているところでございます。

この実施設計の考え方につきましては、玄関から入りましてまっすぐ前にあります第1会議室の場所をですね、基本的に玄関にも近い、さらに設備的にもすぐ隣に給湯室もございますし、利便性がいいということで、基本的には躯体等いじらずですね、壁のセキュリティの強化ですとか、図面そのものが動くような改修ではございません。出入口ですとかATMを設置するような場所の確保ですとか、そういった第1会議室のなかをですね、基本的な考え方としては、公民館内の貸館のようなイメージで今改修の構想を進めております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 ということはね、公民館の改修じゃなくて郵便局の改修にこのっていうことになるんですか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 あくまでも郵便局対応に向けた公民館の第1会議室の改修というような考え方になります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。15款道支出金、2項道補助金。16款財産収入、1項財産運用収入。18款繰入金、2項基金繰入金。21款町債。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 新型コロナウイルスの感染症対策の地方創生臨時交付金について伺いますけど、3月の第2回定例会で3,600万円予算措置してます。そして、今回4,000万円強なんですけど、合わせて7,690万円なんですけど、これは国の方からの交付金としてですね、これはもう確定額っていうのかな、それが満度に配分したなかでこういった予算措置なのか。あるいは、まだ一定程度、そのなんて言うんだらう、留置っていうのか、そういったものがあるのかどうなのか、その内容について知らせてほしいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 この臨時交付金でございますけれども、昨年度、令和3年度におきまして、令和

4年度事業として繰り越しの手続きを取った金額が、6,750万円ございます。それから、令和4年度に入りまして、国が補正予算ないしは、その他、予備費対応といたしまして追加で全体的なんです、3,770万1,000円の交付決定がでございます。合わせて今回の3月の定例議会でお諮りをした件、それから今回の6月補正で交付金の治療として財源を手当した分を差し引きますと、ちょうど国が予備費対策、経済対策として使いなさいという金額分、2,827万6,000円を留保して今現在おります。そのほか全部今回の事業で充当したところでございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 もう一度確認ですけど、その2,827万6,000円については、まだ留保して残っているということですね。これから対応していくと、歳出の予算としてということで確認でいいんですか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 こちらは経済対策ということで用途を制限されているものでございます。今いろいろと経済的なものと言いますと、ガソリン、燃料の高騰ですとか、物価も6月からじわじわと上がって行って、いわゆる町民の皆様の生活にも影響がされるというところでございます。こうした交付金を活用した事業についてこれから検討し、また然るべきときにお諮りをしたいと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 関連しますけど、北海道の方は今第2回の道議会が始まって経済対策が決議されて決まってくると思うんですけど、国の方も補正予算で15日に閉会しますね、今の議会が。そんななかで国の方も経済対策ということで、また一定程度その予算措置考えられるんですが、そういったことを含めるとですね、今ある留保財源の2,800数十万のほかに、こういったものもですね、このあとですね、国の方からあるいは道の方からですね、市町村に下りてくるという、そういう動きってというのはあるのかないのか。そういうアナウンスが国の方から出ているのかどうか。特に経済対策についてはね、今回ほとんどないですね。あのなんだ空調対策に絞ってほとんどがですね、全部ではないけど、それに絞ったものですので、いわゆる今一般町民っていうか、国民の人もですね、いわゆる物価高だとか、その燃料高だとか、農家の人は非常に肥料が上がっているとか、もちろん燃料もそうなんですけど、非常にこう経済が厳しいっていう状況のなかで、今後そういった動きに対してね、どう対応しようとしているのか、そういうどういう方向にあるのか、その辺押さえているところがあればですね、今後の対応についてですね、このコロナ関連に関連してですね、もしその情報があればちょっと今知らせしてほしいです。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 先ほど申し上げましたけれども、国におかれましては骨太の方針ということで閣議決定がなされたという報道がされたと思いますが、北海道におきまして、今補正予算のなかで新たな経済対策を含むということについても新聞紙上でも掲載されたかと思います。おそらく今の国民全体のいわゆるガソリン高騰、それから先ほど申しましたけども、各種物価の上昇等含めると、おそらくは経済対策について具体的手段として国の方も政策がなされるかと思います。私どもも今はっきりとした情報まだつかんでおりませんが、都度そういったものに関しましては、町としてもしっかりと情報とらまえまして、しかるべく議員の議会のお諮りをしたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の廃止は、議案の3ページ。

第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 すいません、確認なんですけども、エアコンの件で非常に一般家庭用のエアコン等品薄だとお聞きしているんですが、今回かなりの台数を取り付けるわけですが、まあ単純に考えて一般家庭に付けるようなエアコンではないというふうには思うんですが、これ取り付けられるのかどうか、在庫の方はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 補正予算を上げるにあたって担当の方とまず入札をしているわけではありませんが、確保ができるのかということも確認をしたところ、このコロナ対策で付けるエアコンは、換気ができるタイプでなければ認定されないということもあって、その品薄状況もあるということも確認をしたんですけども、確保できるという方向で、いつまでも発注しなければまた確保も難しいということもあるので、ただ今年の夏の工事には間に合わないだろうというお話を聞いております。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第35号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第35号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 特別養護老人ホームの無線LANの工事の関係なんですけど、この工事だけがですね、208万8,000円ということで一般財源なんです。ところが、その一般会計のなかで養護老人ホームの無線LANの工事、それから地域福祉センターの無線LANの工事、いずれもコロナ臨時交付金を使ってます、財源。ですから、持ち出しはゼロなんですけど、この特養の部分だけ、なぜこれ臨時交付金を使えなかったのか、何か理由があったのかどうか、ちょっとその辺教えてほしいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 交付金の受け入れが一般会計に入っております。それで、今回お諮りしまして、

議案第34号の説明資料におきましてですね、実は、交付金の事業の一覧表を付けさせていただいております。このなかで、特別養護老人ホーム無線LAN工事につきましても、同額の208万8,000円につきまして財源充当しているというところがございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、2ページ、3ページをお開きください。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。5款諸収入、1項雑入。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 これ説明は聞いて分かっているような気はするんですが、問題は、その時効分の6,800万円の分はですね、今後どうしていくのかっていうのが一つ大きな問題になるのかなという感じしてます。これは税法上だからやむを得ないんだって、それだけではちょっと納得がいかないんですが、その辺についてももうちょっとこう税務署と話した話があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 質問への回答の前に、昨日の議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の説明内容に誤りがございましたのでその訂正と、本日お配りをいたしました議案第36号説明資料について説明をさせていただきます。

5款諸収入、1項雑入。消費税還付金等について消費税の還付額の内訳の額を誤って説明をいたしましたので訂正をお願いいたします。平成30年度申告分の還付額を1,561万4,916円に、令和2年度申告分の還付額を86万7,200円に、合計額を3,991万2,661円に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

次に、本日提出させていただきました議案第36号説明資料について説明をさせていただきます。簡易水道会計に係る消費税の更正請求、還付についてですが、昨日の説明でも触れましたが、経過といたしまして、税務署の調査により消費税の計算の際の町債の取り扱いに疑義があるとの指摘を受け、5年間遡って変更申告が可能であるとの助言を受けたこと。2番、消費税計算における町債の解釈については、税務署の調査により、町債についての消費税の計算に含めないとの見解を示された内容を記載しております。ページをめくっていただきまして、2ページですが、上段の表には、更正請求の期限が5

年間となっておりますので、5年分の還付額の内訳を記載をしております。合計金額は3,991万2,661円となっております。下段の表につきましては、過去5年以前の時効分となります。平成25年度申告分から平成28年度申告分の内訳を記載をしております。合計金額が6,820万6,335円となります。説明資料については、以上でございます。

続きまして、小林議員からの質問について回答をさせていただきたいというふうに思います。消費税の更正申告の期限については、5年以内というふうになっておりますが、特殊な事情があった場合につきましては、7年以内延長することができるかとされていることから、税務署に7年分遡って還付の対象とするように要望しており、現在、協議中となっております。まだ結論は出ておりませんが、引き続き要望していきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 7年以内ということになると、27年、28年度分が対象になるということではないですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 過去7年分ということになりますと、27年度、28年申告分ということでございます。その分について税務署と協議をしている最中でございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 協議中ということであまり憶測はしていないんですが、見通しはどうなんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 税務署の判断となりますので、今の段階で見通しと言いますか、可能性についてというのは報告することは難しいという状況になっておりますが、なるべくですね、還付していただけるように誠心誠意要望していきたいというふうに感じております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 今説明あったように、町債の解釈が問題だということなんですが、これ企画財政課長、あの町債の関係はね、担当課に任せていたんですか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 業務分担といたしましては、私ども企画財政課において起債の申請等を代表して行っております。実際の事業管理ですとかっていうのは、担当課の方でお願いをしているところでございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 担当課って言ったって、何年かに一変ころっと変わってね、分からないことが多いような気はするんですよ。やっぱり町債の関係についてはね、企画できちっと押さえていかないと、本来的にやっぱり同じ役場のなかで、これお前の担当だって、お前解釈せや、これではね、ちょっとまずいんでないかと思うんですよ。やっぱりお互いに情報共有していかないとね、こういう間違いがずっと出てくるような気がするんですよ。そこで、深川町長に伺いたいんですけどもね、やっぱり税務署に向いて、この5,000万円、5,600万円ですか、やっぱりどこかの町みたいにならね、4,600万円戻してもらおうように、やっぱりちゃんと町長出て行ってやるべきでないかと思うんですが、どうですか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 今、議員おっしゃられるとおり金額が金額ですので、そして今、税務署といろんなところで折衝中ですから、時期を見てそのようなときが訪れるようにしてもらいたいですし、行ってですね、要望が聞いていただけるようにしたいと思います。ただいま議員おっしゃられたなかで、起債の関係はってというのは、財政は役割分担、起債を借りたりする手続きをするんですが、今回のやつは税金の申告だったので、これは担当課の方で事務担当しているのが従来でありますので、これはやはり担当者が十分覚えていない、人が代わったことによってこういうことが起きる可能性もあるというご指摘は分かりますが、担当の方は、所管する施設整備課の方でこれからも折衝を行いますし、それから申告も行うようにいたします。

○岩藤議長 6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 ちょっといただいた資料のなかでね、平成元年と令和3年については、こちらから支払った消費税が正当な額で、ほかの部分については、いわゆるその疑義があったというふうに解釈の違いがあったというふうに思うんですが、この間あの、これ議員協議会の話ここでいいのかわからないけども、議員協議会のなかで、いわゆるその仕入れのときに一旦預かった消費税を払っているんですね。これの分がいわゆるなんだ原材料というか、その部分に係る消費税については還付を受けられるけど、これでいくとね、例えば、令和元年とか令和3年とか令和元年については、その仕入れた具材がないから、いわゆるその工事にかかった費用については消費税含まれて、これは支払わなきゃならなかったのか。ちょっとね、こういう難しい問題あれする割にはね、今回の議案の提案のなかでこういう資料が添付されてなかったということは、ちょっとこれはね問題だと。本来、我々議員ってというのはね、本議会のなかですべて決まっていくなですよ。だから、事前に協議会のなかで説明受けるから、この部分についてはいいということではないというふうに思います。そういうところはちょっと厳しく抗議しておきたいなというふうに思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今、高谷議員のおっしゃるとおりですね、今回、36号の議案の説明資料、添付をしていなかったということについては反省をしてですね、これからそのようなことがないようにしていきたいというふうに考えてます。また、今までの説明のなかで若干補足させていただきたいんですけども、概要については、施設整備課長が説明をしたとおりでございます。本来、消費税はですね、申告納付が原則であってですね、町債の解釈について誤って申告したのは、本町のミスと考えております。ただですね、本町に限らず誤って申告していた町村が多くある状況のなかでですね、国の分かりづらい制度ですとか、指導不足、また、申告書の内容確認が行き渡らなかったこともあることからですね、平成28年度以前の誤り分についてもですね、何らかの形で救済措置が取れないか。現在、説明もしたように、所管の税務署と協議を行ってですね、一定程度前向きな返事をいただいておりますが、場合によってはですね、町村会など関係機関と連携しながらですね、国に対して要請活動に繋げていくと、そういう必要も出てくるのかなというふうに考えております。

また、余談なんですけども、来年度より水道会計につきましては、公営企業会計に移行します。私たち公務職場の職員はですね、複式簿記には非常に慣れておりません。そのためにですね、会計事務所など本当に専門職、専門家のアドバイスを受けながら適正な事務処理の執行にあたっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 高谷議員 これは今回、むしろ北見税務署の方から、こういう解釈のあれがあるっていう、そういう一つ行為だったというふうに思うんですが、それがなければみすみす1億1,000万円ぐらいの消費税が還付されずになってしまうことになり兼ねなかったっていう部分では、感謝をしたいなというふうに思いますけども、今後このようなことっていうのは、ちょっとあれなんですけど、要するに、工事に関わる、その資材に係る消費税については、還付を受けられるということなんですよ。だから、令和元年とか、令和3年、ここについては、こちら側から申告したとおりの消費税で受け入れられているわけだというふうに思うんですが、それで間違いないですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 令和元年度の還付額がゼロということでございますけれども、令和元年度につきましては、遡って2か年前、28年度ですね、売上額が5,000万円を下回っていたということで、簡易課税方式になっておりましたので、こちらについては還付額がゼロということとなっております。合わせまして、令和3年度申告額につきましては、担当者より計算の見直しを図っております、そのため還付額が今までと計算の方法変えておりましたので還付額がないというようなこととなっております。

○岩藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○岩藤議長 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○岩藤議長 議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について〉

○岩藤議長 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第40号 財産の取得について〉

○岩藤議長 議案第40号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 これどうして随契にしたんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今回の契約につきましては、随意契約といって3社見積もりを取っております。3社のうちですね、1社につきましては、納入期限が間に合わないということで、1社については辞退ということになっておりましたので、3社指名しておりますが、2社による札入れ、札を入れていただいている契約という形になっております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 分かりました。この前のPC120は、下取りはさせるんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 新しいパワーショベルの操作に慣れるのに少し時間を要することもございますので、当面ですね、2台体制で考えて維持管理を行いたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩	13時48分
再開	13時54分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第40号 財産の取得についての10件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第40号 財産の取得についての10件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第31号から議案第40号までの10件について討論を終わります。

これから、議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第40号 財産の取得についての10件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 置戸町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第32号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第33号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第2号)から議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括して採決します。

議案第34号から議案第36号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第34号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第2号)から議案第36号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての採決を行います。

議案第37号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についての採決を行います。

議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての採決を行います。

議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 財産の取得についての採決を行います。

議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第40号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から

◎日程第17 意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書まで

————— 5件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第13 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から日程第17 意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの5件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第2号から意見書案第6号までの5件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号から意見書案第6号までの5件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第2号から意見書案第6号までの5件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第2号から意見書案第6号までの5件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を

求める要望意見書から意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの5件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第2号から意見書案第6号までの5件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員の派遣について

○岩藤議長 日程第18 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

○岩藤議長 お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これでは本日の会議を閉じます。

令和4年第4回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時05分